

2021年短答データリサーチ解答登録者特典

令和3年度短答式試験
問題・解説

【特許・実用新案】 1

特許法第29条の2（いわゆる拡大された範囲の先願）及び第39条（先願）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。また、実用新案登録出願についても、同様とする。

- 1 甲は、自らがした発明イを、特許請求の範囲、明細書又は図面に記載した特許出願Aをし、その後、出願Aは出願公開された。乙は、自らがした発明イを、特許請求の範囲に記載して、出願Aの出願の日後であって出願Aの出願公開前に、特許出願Bをした。この場合、出願Bの出願人が、乙から甲へ名義変更されれば、出願B及び出願Aの出願人が同一となるから、出願Bは出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。
- 2 甲は、特許請求の範囲に発明イが記載された特許出願Aをした。乙は、出願Aと同日に、特許請求の範囲に発明イ、及び発明イと同一でない発明ロが記載された特許出願Bをした。その後、特許庁長官から、甲及び乙に協議をしてその結果を届け出るべき旨が命じられた。しかし、甲及び乙は協議をすることなく、乙は、出願Bの特許請求の範囲の記載から発明イを削除して発明ロのみとする補正をし、甲及び乙は協議の結果の届出を提出しなかった。この場合、協議が成立しなかったものとみなされるから、出願A及び出願Bは、いずれも特許法第39条第2項の規定により拒絶される。
- 3 甲は、自らがした発明イを、特許請求の範囲、明細書又は図面に記載した特許出願Aをし、その後、出願Aは出願公開された。乙は、自らがした発明イを、特許請求の範囲に記載して、出願Aの出願公開後に、特許出願Bをした。この場合、出願Bは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶される。
- 4 甲が特許請求の範囲に発明イを記載して特許出願Aをした日の後、乙が特許請求の範囲に発明イを記載して特許出願Bをした。出願Aについては、出願公開がされることなく、また、特許請求の範囲が補正されることなく、拒絶をすべき旨の査定が確定した。その後、出願Bが審査される場合、特許請求の範囲に発明イが記載された出願Aの拒絶をすべき旨の査定が確定していることにより、出願Aをした日の後に出願された出願Bも、出願Aを先願として特許法第39条第1項の規定により拒絶される。
- 5 甲は、自らがした考案イを、実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面に記載した実用新案登録出願Aをした後、出願Aを特許出願Bに変更した。出願Aについて実用新案掲載公報は発行されなかった。出願Bの特許請求の範囲、明細書又は図面には、考案イと同一である発明イが記載されており、出願Bは出願公開された。乙は、自らがした発明イを、特許請求の範囲に記載して、出願Aの出願の日後であって出願Bへの変更前に、特許出願Cをした。この場合、出願Cは出願A又は出願Bをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。

〔特・実1〕正解 5**1 × 特29条の2ただし書**

特29条の2は、以下の①から④までの全てに該当する場合に、審査の対象となっている特許出願（以下「本願」という。）について、特許を受けることができないことを規定している。①他の出願が本願の出願日の前日以前に出願されたものであること、②他の出願が本願の出願後に出願公開等がされたものであること、③他の出願の発明者が本願の請求項に係る発明の発明者と同一でないこと、④他の出願の出願人が本願の出願時において、本願の出願人と同一でないこと。④の「出願人同一」であるか否かについては、本願の出願時点で判断する。本枝では、本願出願Bの出願時点では出願人は乙であり、先願に係る他の出願Aの出願人甲とは異なる。したがって、④を満たさず、BはAをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶される（特29条の2ただし書）。よって、本枝は誤り。

2 × 特39条7項、特・実審査基準第Ⅲ部第4章4.4.2

特39条は、一発明一特許の原則を明らかにするとともに、先願主義を明らかにした規定である。全ての同日出願について審査請求がされている場合、審査官は、各出願に対し、特許庁長官名で協議を指令する（特39条6項）。指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合には、協議が成立しなかったものとみなされる（特39条7項）。ただし、「協議の結果の届出以外の理由」により、第39条2項又は4項の規定が本願（審査の対象となっている特許出願）に適用されないと判断した場合には、その拒絶理由は通知しない。この場合に該当する例としては、本願の特許請求の範囲についての補正により第39条2項又は4項が解消した場合が挙げられる（特・実審査基準第Ⅲ部第4章4.4.2）。本枝では、乙は出願Bから発明イを削除補正し、特39条2項違反（特49条2号）は解消している。したがって、出願A及びBは、特39条2項の規定によっては拒絶されない。よって、本枝は誤り。

3 × 特29条の2、特・実審査基準第Ⅲ部第3章2.(1)

本願（審査の対象となっている特許出願）の出願前に、先願に係る他の出願の出願公開等がされていれば、特29条の2は適用されず、出願公開等に係る公報により公開された発明を特29条1項3号の発明として特29条1項又は2項が適用される（特・実審査基準第Ⅲ部第3章2.(1)）。したがって、出願Bは、出願Aの存在を理由として特29条の規定により拒絶される（特49条2号）。よって、本枝は誤り。

4 × 特39条5項

特許出願若しくは実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、特39条1項から4項までの規定の適用については、初めからなかったものとみなす（特39条5項）。本枝では、先願に係る出願Aについては、拒絶をすべき旨の査定が確定し、先願の地位は認められない。したがって、後願に係る出願Bは、Aの存在を理由として特39条1項の規定により拒絶されない。よって、本枝は誤り。

5 ○ 特29条の2、特46条6項で準用する特44条2項ただし書

特29条の2に規定する他の出願が分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願である場合、他の出願の出願日は、遡及せず、現実の出願日である（特44条2項ただし書、特46条6項で準用、特46条の2第2項で準用）。本枝では、出願Aは実用新案掲載公報は発行されず取り下げたものとみなされ（特46条4項）、変更に係る新たな出願Bは、特29条の2の規

定の関係においては出願日は遡及せず、出願Cの後願となる。したがって、CはA又はBをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない（特46条6項で準用する特44条2項ただし書）。よって、本枝は正しい。

【特許・実用新案】 2

特許権の侵害に係る損害賠償請求に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権者が、特許法第102条第1項の規定に基づいて、自己の特許権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合、特許権を侵害した者が譲渡した物の数量のうち、特許権者自らが販売することができないとする事情に相当する数量に応じた額については、同条項に基づく損害の額とすることができない。
- (ロ) 特許権者は、過失により自己の特許権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を超える損害の賠償を請求することができるが、侵害した者に重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。
- (ハ) 特許権者が、特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額としてその賠償を請求するときは、裁判所は、その額を認定するに当たり、特許権者が、自己の特許権に係る特許発明の実施の対価について、当該特許権の侵害があったことを前提として当該特許権を侵害した者との間で合意をすることとしたならば、当該特許権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。
- (ニ) 特許権の侵害に係る損害賠償請求訴訟の終局判決が確定した後に、当該特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は、当該終局判決に対する再審の訴えにおいて当該無効審決が確定したことを主張することができず、当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償請求訴訟においても、当該無効審決が確定したことを主張することができない。
- (ホ) 特許権の侵害に係る損害賠償請求訴訟において、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じた場合に関し、特許法には、当事者は、正当な理由があれば、当該鑑定をするため必要な事項について鑑定人に対する説明を拒むことができる旨の規定がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔特・実2〕 正解 3**(イ) × 特102条1項2号**

譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量（当該特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量）がある場合におけるこれらの数量に応じた当該特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額（特102条1項2号）については、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる（特102条1項柱書）。よって、本枝は誤り。

(ロ) ○ 特102条3項・5項

特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる（特102条3項）。特102条3項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる（同条5項）。よって、本枝は正しい。

(ハ) ○ 特102条4項

裁判所は、特102条1項2号及び3項に規定する特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、当該特許権又は専用実施権の侵害があったことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる（特102条4項）。よって、本枝は正しい。

(ニ) ○ 特104条の4柱書かつこ書

特許権の侵害に係る訴訟の終局判決が確定した後に、当該特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは（特104条の4第1号）、当該訴訟の当事者であった者は、当該終局判決に対する再審の訴えにおいて、当該決定又は審決が確定したことを主張することができず（同条柱書）、当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴えにおいても、当該無効審決が確定したことを主張することができない（同条柱書かつこ書）。よって、本枝は正しい。

(ホ) × 特105条の2の11

特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない（特105条の2の11）。当事者は、鑑定に必要な事項の説明義務を負う（青本 特105条の2の11）。したがって、鑑定人に対する説明を拒むことができる旨は規定されていない。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、(ロ)、(ハ)、(ニ)の3つなので、正解は3。

【特許・実用新案】 3

特許法に規定する総則に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 プログラムの発明について、当該プログラムを記録した CD-ROM を輸出したとしても、その行為は、当該発明の実施にあたらない。
- 2 拒絶をすべき旨の査定の謄本が令和 3 年（2021 年）7 月 16 日（金）午前 10 時に送達され、その送達のあった日から 3 月以内に拒絶査定不服審判を請求する場合、その期間の起算日は同年 7 月 17 日（土）となり、その起算日に応ずる日は同年 10 月 17 日（日）となる。
- 3 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において出願審査の請求をすること、及び訂正審判を請求することができる。
- 4 特許無効審判を請求する者が、その請求書を郵便により提出する場合において、その郵便物の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときは、その日時に、当該請求書が特許庁に到達したものとみなされる。
- 5 審決の謄本の送達後に中断した手続について、受継の申立てがあつた場合、特許庁長官又は審判官は、受継を許すときを除き、当該受継の申立てについての決定をしなければならない。

〔特・実3〕 正解 2**1 × 特2条3項1号**

発明について「実施」とは、物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあっては、その物の生産、使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為をいう（特2条3項1号）。したがって、当該プログラムを記録したCD-ROMを輸出する行為は、当該発明の実施に該当する。よって、本枝は誤り。

2 ○ 特3条1項

拒絶査定不服審判を請求する期間（特121条1項）は法定期間に該当する（方式審査便覧04.09）。法定期間又は指定期間の期間の計算では、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない（特3条1項1号）。したがって、本枝の起算日は、送達の日であった日の翌日（令和3年7月17日）であり、応答する日は同年10月17日（日）となる（青本 特3条）。よって、本枝は正しい。

3 × 特6条1項

一定の手續に限って法人格のない社団又は財団についても能力を認めている（特6条1項）。したがって、その名において出願審査の請求をすることはできる（同項1号）。しかし、訂正審判を請求する場合については規定されていない。法人格のない団体は権利能力がなく、特許権者になり得ないからである（青本 特6条）。よって、本枝は誤り。

4 × 特19条

願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は信書便により提出した場合、発信主義が適用される（特19条）。本条に規定する「提出の期間が定められているもの」には、指定期間と法定期間の場合の双方が含まれるが（青本 特7条）、無効審判の請求（特123条1項）に関しては該当せず、一般の原則に従って郵便又は信書便によった場合であっても、特許庁に到達したときに、提出の効力が生ずる。よって、本枝は誤り。

5 × 特22条1項

特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手續の受継の申立について、受継を許すかどうかの決定をしなければならない（特22条1項）。本条の場合は、理由ありとする場合も理由なしとする場合も、すべて決定することとしている（青本 特22条）。したがって、受継を許すときについても、当該受継の申立てについての決定をしなければならない。よって、本枝は誤り。

【特許・実用新案】 4

審決等に対する訴えに関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 拒絶査定不服審判の請求と同時に、特許請求の範囲の減縮を目的とする補正をした場合において、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてするものでないとして当該補正が決定により却下されたとき、当該決定について不服のある審判請求人は、東京高等裁判所に、補正の却下の決定に対する訴えを提起することができる。
- (ロ) 複数の者が共同して請求した特許無効審判につき、請求は成り立たない旨の審決がされた場合、当該審決に対する取消訴訟は、その特許無効審判の請求をした者の全員が共同して提起しなければならない。
- (ハ) 特許無効審判の請求に対し、不適法な審判の請求であってその補正をすることができないものであることを理由に、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、請求を却下する審決がなされた場合、請求人は、審決取消訴訟を提起するに当たって、被請求人ではなく特許庁長官を被告としなければならない。
- (ニ) 特許庁長官は、特許無効審判の審決に対し取消訴訟が提起された旨の通知を裁判所から受けたときは、審判手続の記録を裁判所に送付しなければならない。
- (ホ) 特許出願に対し、当該特許出願前に公知事実 **A** によって公然知られた発明であることのみを理由とする拒絶をすべき旨の査定がなされ、これに対する拒絶査定不服審判の請求を成り立たないとする審決がなされた場合、この審決に対する取消訴訟において、裁判所が、上記公知事実 **A** とは異なる公知事実 **B** によって公然知られた発明であるという拒絶の理由を発見したときは、当該拒絶の理由に関する主張立証の機会を当事者に与えた上であれば、当該拒絶の理由により、請求棄却の判決をすることができる。

- 1 1つ
2 2つ
3 3つ
4 4つ
5 5つ

〔特・実4〕 正解 5**（イ）× 特159条1項で準用する特53条3項、特178条**

拒絶査定不服審判における補正の却下の決定に対しては、審決取消訴訟を提起した場合において、審決の取消理由として申し立てる場合を除き、不服を申し立てることはできない（特159条1項で準用する特53条3項）。したがって、補正の可否のみを理由として東京高裁へ補正却下不服の訴えを提起することはできない（青本 特178条）。よって、本枝は誤り。

（ロ）× 特178条1項、最判平成12年2月18日「嗜好食品の製造方法事件」

特許無効審判の審決の取消しを求める訴え（特178条1項）は、無効審判の請求をした者の全員が共同して提起することを要すると解すべき理由はない（最判平成12年2月18日「嗜好食品の製造方法事件」）。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 特179条ただし書

特許無効審判の請求に対し、不適法な審判請求で補正不可能なものは却下の審決（特135条）がなされる。また、「特許無効審判」若しくは延長登録無効審判又はこれらの審判の確定審決に対する特171条1項の再審の「審決」に対するものにあつては、「その審判又は再審の請求人又は被請求人」を被告としなければならない（特179条ただし書）。よって、本枝は誤り。

（二）× 特180条1項

裁判所は、特179条ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならない（特180条1項）。この通知を受けたとき、特許庁長官は審判手続の記録を裁判所に送付しなければならないとする規定はない。よって、本枝は誤り。

（ホ）× 特181条1項、最判昭和51年3月10日「メリヤス編機事件」

裁判所は、特178条1項（審決等に対する訴え）の訴えの提起があつた場合において、当該請求を理由があると認めるときは、当該審決又は決定を取り消さなければならない（特181条1項）。審決の取消訴訟においては、抗告審判の手続において審理判断されなかった公知事実との対比における無効原因は、審決を違法とし、又はこれを適法とする理由として主張することができないものと言わなければならない。なお、拒絶査定理由の特定についても無効原因の特定と同様であり、拒絶査定に対する抗告審判の審決に対する取消訴訟についても、右審決において判断されなかった特定の具体的な拒絶理由は、これを訴訟において主張することはできないと解すべきである（最判昭和51年3月10日「メリヤス編機事件」）。したがって、裁判所は審判において判断されなかった公知事実Bを理由として、請求棄却の判決をすることはできないと解すべきである。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、（イ）、（ロ）、（ハ）、（二）、（ホ）の5つなので、正解は5。

【特許・実用新案】 5

特許出願の審査及び出願公開に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 審査官**甲**が通知した拒絶の理由に対して出願人**乙**が意見書及び手続補正書を提出する直前に、出願人**乙**は、審査官**甲**が出願人**乙**の配偶者の伯父であることを知った。この場合、出願人**乙**は審査官**甲**の忌避を申し立てることができる。
- (ロ) 特許出願人が、特許法第 65 条第 1 項に規定する補償金の支払いを請求する場合は、必ず特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしなければならない。
- (ハ) 審査官が拒絶をすべき旨の査定をしようとする場合は、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならないが、特許法第 53 条第 1 項に規定する補正の却下の決定をするときは、この限りでない。
- (ニ) 拒絶の理由の通知は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならないことが特許法において規定されている。
- (ホ) 特許出願について拒絶をすべき旨の査定となる理由のうち、特許を無効にする理由となるものは、特許法第 36 条第 6 項第 4 号に規定する要件（いわゆる特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件）違反、特許法第 37 条に規定する発明の単一性の要件違反及び特許法第 17 条の 2 第 4 項に規定する要件（いわゆる技術的特徴の異なる別発明への補正の禁止）違反以外の理由のすべてである。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔特・実5〕 正解 1**（イ）× 特48条で特141条を準用せず**

審判官について審判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者又は参加人は、これを忌避することができる（特141条）。審査官については、特48条において審判官の除斥（特139条（6号及び7号を除く。））の規定は準用しているが、審判官の忌避（特141条）の規定は準用していない。したがって、出願人乙は審査官甲の忌避を申し立てることはできない。よって、本枝は誤り。

（ロ）× 特65条1項

特65条1項に規定する補償金を請求するためには、原則として、特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示した警告を要するが、警告をしない場合であっても実施者が出願公開に係る発明であることを知って業として実施していた場合は補償金を請求できる（特65条1項第2文）。ただし、知っていたことの立証は出願人が行わなければならない（青本 特65条）。よって、本枝は誤り。

（ハ）○ 特50条

審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない（特50条本文）。補正の却下の決定（特53条1項）をするときは、この限りでない（特50条ただし書）。よって、本枝は正しい。

（ニ）× 特50条

審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない（特50条）。査定（特許をすべき旨の査定、及び拒絶をすべき旨の査定）は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならないが（特52条1項）、拒絶の理由の通知については、規定されていない（特50条）。よって、本枝は誤り。

（ホ）× 特36条4項2号、特49条5号

先行技術文献情報の開示義務（特36条4項2号）違反についても拒絶理由（特49条5号）となっているが、開示義務違反を理由とした無効審判請求（特123条1項）が多発する可能性があることを考慮して、無効理由とはされていない（青本 特36条）。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、（ハ）の1つなので、正解は1。

【特許・実用新案】 6

特許出願に関する優先権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

また、以下において、「国内優先権」とは、特許法第 41 条第 1 項に規定する優先権をいうものとする。

- (イ) 国内優先権の主張を伴う出願をする場合に、先の出願が特許法第 30 条第 2 項の規定の適用を受けているとき、この国内優先権の主張を伴う出願は、新規性を喪失した時点から 1 年以内でなくても、先の出願から 1 年以内に特許出願をすれば、特許法第 30 条第 3 項に規定する同条第 2 項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を改めて提出することなく、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる。
- (ロ) 優先権の主張の基礎とされた先の出願が国内出願であり、優先権の主張を伴う後の出願が日本国を指定国に含む国際出願（いわゆる自己指定）である場合、優先日から 30 月を経過する前はその優先権の主張を取り下げることができる。
- (ハ) 国内優先権の主張の基礎とされた先の国際特許出願は、国内処理基準時又は国際出願日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時に取り下げたものとみなされる。
- (ニ) 甲が、特許出願 A に係る発明イの特許を受ける権利を乙に譲渡し、その旨を特許庁長官に届け出た後、乙は、出願 A の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明イに基づいて国内優先権の主張を伴う特許出願 B をすることができる。
- (ホ) 国際出願日に特許協力条約に拘束されるすべての締約国を指定した国際出願において、日本国の国内出願を基礎として優先権を主張した場合、国際出願の指定国から日本国を除外する手続を国内出願の出願日から 14 月以内に行ったときに限り、国内出願のみなし取下げを回避することができる。

- 1 1 つ
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5 つ

〔特・実6〕正解 3**(イ) × 特41条、特44条4項参照**

国内優先権の主張を伴う出願をする場合、先の出願が新規性喪失の例外規定の適用を受けているとき（特30条2項）、先の出願から1年以内に特許出願をし、特30条2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面については、先の出願時に提出していても、国内優先権主張を伴う後の出願を行う際に、あらためて提出する必要がある（特41条、特44条4項参照）。一方、特30条2項に規定された「証明する書面」については、先の出願において提出されていて内容に変更がないものについては、後の出願時にその旨を願書に表示して、提出を省略することができる（特許庁「発明の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」(Q5-a)）。よって、本枝は誤り。

【参考】

特許庁「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」(5.2)

分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願の場合、原出願の出願に際して手続を行えば、分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願を行う際には、再度の手続は不要です（特44条4項、特46条6項、特46条の2第5項）。

(ロ) ○ 特184条の15第1項、PCT規則90の2.3(a)

国際出願において、自己指定の効果及び条件はPCT8条(2)(b)により国内法令の定めるところによるが、国際特許出願についての優先権の主張の取下げは、PCT規則90の2.3に規定されていることから、特42条2項の規定は適用されない（特184条の15第1項）。したがって、優先権の主張の取下げは、優先日から30月を経過する前はいつでも取り下げることができることとなる（PCT規則90の2.3(a)、青本 特184条の15）。よって、本枝は正しい。

(ハ) ○ 特184条の15第4項

特41条1項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から「経済産業省令で定める期間を経過した時」に取り下げたものとみなす（特42条1項）。国内優先権（特41条1項）の主張の基礎とされた先の出願が、国際特許出願の場合における特42条1項の規定の適用については、特42条1項中「その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時」とあるのは「特184条の4第6項の国内処理基準時又は特184条の4第1項の国際出願日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時」と読み替えて適用する（特184条の15第4項）。よって、本枝は正しい。

(ニ) ○ 特41条1項柱書、特34条4項

特許を受けようとする者は、その特許出願に係る発明について、「その者」が特許を受ける権利を有する先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる（特41条1項）。すなわち、優先権を主張することのできる者は、特許を受けようとする者であって既にされている特許出願の出願人である者（その出願に関する特許を受ける権利の承継人を含む）である（青本 特41条）。したがって、乙は、特許を受ける権利の承継を届け出ていることから（特34条4項）、発明イに基づいて国内優先権の主張を伴う特許出願をすることができる（特41条1項柱書本文）。よって、本枝は正しい。

(ホ) × 特42条1項、PCT8条(2)(b)、PCT24条(1)(i)

先の日本の特許出願に基づいてパリ優先権を主張して国際出願をした場合、日本を含む

すべての PCT 締約国を指定したものとみなされる。そのため、日本については自己指定となり (PCT 8 条 (2) (b))、その国際出願は日本においては日本の特許法の規定の適用を受け、所定の条件を満たせば国内優先権の主張となる。その結果、優先権主張の基礎となった日本の特許出願は、その出願日から 1 年 4 月経過後に取り下げたものとみなされる (特 184 条の 15 第 1 項で特 42 条 1 項を適用、特施規 28 条の 4 第 2 項)。そのため、出願人が先の日本の特許出願によって、日本で権利を取得 (つまり、国内出願のみなし取下げを回避) したい場合には、①国際出願時に日本の指定を除外し、又は、②先の日本の特許出願の出願日から 1 年 4 月以内に国際出願における日本の指定を取り下げればよい (「出願人のための特許協力条約」下道)。ここで、国内優先権の主張を伴う特許出願が当該優先権の基礎とされた先の出願の日から「1 年 4 月」以内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなされ (特 42 条 3 項、特施規 28 条の 4 第 2 項)、国内出願のみなし取下げはされない (特 42 条 1 項ただし書)。すなわち、国際出願において日本の指定が取り下げられれば、先の特許出願は取り下げたものとみなされない (PCT 24 条 (1) (i))。したがって、国際出願の指定国から日本国を除外する手続を国内出願の出願日から「14 月」以内に行ったときに限り、国内出願のみなし取下げを回避することができるわけではない。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、(ロ)、(ハ)、(ニ) なので、正解は 3。

【特許・実用新案】 7

特許異議の申立てに関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 審判長は、特許異議申立人が納付すべき手数料を納付しないことを理由に申立てを却下しようとするときは、当該特許異議申立人にその申立てを却下する理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明書を提出する機会を与えなければならない。
- (ロ) 特許権に関し利害関係を有する者は、当該特許権に係る特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができ、その参加人は当該特許異議の申立てについての一切の手続をすることができる。
- (ハ) 特許異議の申立ての審理への参加の申請についての審判による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- (ニ) 特許権者又は参加人は、取消理由通知に対して意見書を提出した後であっても、審判官を忌避することができる場合がある。
- (ホ) 特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたときは、そのことを理由として特許異議の申立てをすることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔特・実7〕 正解 3**（イ）× 特120条の8第1項で準用する特133条3項**

審判長は、特許異議申立人が納付すべき手数料（特195条2項別表）を納付しないとき（準特133条2項3号）、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命ずることができる（準特133条2項柱書）。補正命令に従わないときは、審判長は決定をもってその手続を却下することができる（準特133条3項）。したがって、不適法な手続の却下（準特133条の2）と異なり、弁明書を提出する機会をあたえなければならないわけではない。よって、本枝は誤り。

（ロ）○ 特119条1項、特119条2項で準用する特148条4項

特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる（特119条1項）。この規定による参加人は、当該特許異議申立てについての一切の手続をすることができる（準特148条4項）。よって、本枝は正しい。

（ハ）○ 特119条2項で準用する特149条3項・5項

参加の申請があったときは、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官が審判により決定をする（準特149条3項）。同項の決定又はその不作為に対しては、不服を申し立てることができない（準特149条5項）。参加申請を拒否され審決に不服な者は、審決に対して訴えを提起することができる（特178条2項）等の理由による（青本 特149条）。よって、本枝は正しい。

（二）○ 特116条で準用する特141条2項ただし書

当事者又は参加人は、事件について審判官に対し書面又は口頭をもって陳述をした後は、審判官を忌避することができない。ただし、①忌避の原因があることを知らなかったとき、又は②忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない（準特141条2項）。したがって、取消理由について意見書を提出した後であっても、審判官を忌避することができる場合がある（準特141条2項ただし書）。よって、本枝は正しい。

（ホ）× 特113条

権利帰属に関する事由は、当事者間の紛争解決を主目的とする無効審判により争うことが望ましいため、特許異議の申立ての理由とはされていない（特113条各号、青本 特113条）。したがって、いわゆる冒認出願（特123条1項6号）について特許異議の申立てをすることはできない（特113条）。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、（ロ）、（ハ）、（二）の3つなので、正解は3。

【特許・実用新案】 8

特許異議の申立てについての審理における訂正の請求に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許異議の申立てがされていない請求項に係る明瞭でない記載の釈明を目的とする訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。
- (ロ) 誤記又は誤訳の訂正を目的とする訂正は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
- (ハ) 訂正の請求があった場合は、特許異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出があるときを除き、審判長は、特許の取消しの理由を記載した書面並びに訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の副本を特許異議申立人に送付し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- (ニ) 特許権者は、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正の請求をすることができる。
- (ホ) 訂正の請求がなされ、当該訂正を認めて特許を維持する旨の決定がなされたときは、当該訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔特・実8〕 正解 2 又は 3**（イ）× 特120条の5第9項で読替えて準用する特126条7項**

特許異議の申立てがされていない請求項に係る特120条の5第2項ただし書1号又は2号を目的とする訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない（準特126条7項）。したがって、明瞭でない記載の釈明（特120条の5第2項ただし書3号）を目的とする訂正については、独立特許要件（準特126条7項）は課されない。よって、本枝は誤り。

（ロ）○ 特120条の5第9項で準用する特126条5項かっこ書

特許後の訂正は、特許がされた明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。ただし、誤記又は誤訳の訂正（特120条の5第2項ただし書2号）の場合には、「願書に最初に添付した」明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない（準特126条5項かっこ書）。よって、本枝は正しい。

（ハ）× 特120条の5第5項ただし書

審判長は、訂正の請求（特120条の5第2項）があったときは、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない（同条5項）。ただし、①特許異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出があるとき、又は②特許異議申立人に意見書を提出する機会を与える必要がないと認められる「特別の事情」があるときは、この限りではない（同条5項ただし書）。したがって、上記②「特別の事情」があるとき、意見書提出の機会を要しない場合がある。よって、本枝は誤り。

（二）○ 特120条の5第9項で準用する特127条

特許権者は、専用実施権者、質権者又は特35条1項（職務発明の通常実施権）、特77条4項（専用実施権についての通常実施権）若しくは特78条1項（許諾による通常実施権）の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる（準特127条）。よって、本枝は正しい。

（ホ）○ or × 特120条の5第9項で準用する特128条、特114条5項

願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の「審決が確定したときは」、その訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により、①特許出願、②出願公開、③特許をすべき旨の査定又は審決及び④特許権の設定の登録がされたものとみなす（準特128条）。ここで、特許を維持すべき旨の決定（特114条4項）に対しては、不服の申立てができないことから（同条5項）、当該決定の謄本が送達されたときをもって確定するため、「決定がなされたとき」は、「決定が確定したとき」といえる。よって、本枝は正しい。なお、本枝では、「維持する旨の決定がなされたとき」とされており「審決が確定したとき」ではなく、誤りとする余地もある。

したがって、正しいものは、（ロ）、（二）、（ホ）なので、正解は3。ただし、（ホ）を誤りとする、正解は2。

【特許・実用新案】 9

特許を受ける権利及び特許法に規定する実施権等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 仮通常実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合又は特許を受ける権利を有する者（仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあっては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、移転することができる。
- 2 仮専用実施権に係る特許出願について、特許法第 44 条第 1 項の規定による特許出願の分割があった場合は、当該仮専用実施権の設定行為に別段の定めがあるときを除き、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権については、新たに仮専用実施権の設定がされない限り、仮専用実施権は生じない。
- 3 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができないが、抵当権の目的とすることや譲渡担保の目的とすることはいずれもできる。
- 4 甲及び乙の先の共同出願 A に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、甲及び乙が合意した上で丙が仮通常実施権の許諾を得ていたところ、出願 A に基づいて特許法第 41 条第 1 項の規定によるいわゆる国内優先権の主張を伴う甲及び乙の新たな共同出願 B がされた。なお、丙の仮通常実施権の設定行為に別段の定めはない。ここで出願 B についての丙の仮通常実施権について、乙が反対の意思を表示した。この場合、出願 B に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、出願 A についての仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内で、仮通常実施権が許諾されたものとみなされる。
- 5 許諾による通常実施権は、その発生後の特許権の譲受人に対してその効力を有するが、職務発明について従業者が特許を受けた場合、その特許権について使用者が有する通常実施権は、その発生後の特許権の譲受人に対してその効力を有しない。

〔特・実9〕正解 4**1 × 特34条の3第4項**

仮通常実施権は、相続その他の一般承継の場合についても、移転することができる（特34条の3第4項）。よって、本枝は誤り。

2 × 特34条の2第5項

仮専用実施権に係る特許出願が分割された場合において、分割後の新たな特許出願について、仮専用実施権の設定行為に別段の定めがあるときを除き、設定行為で定めた範囲内で仮専用実施権が設定されたものとみなされる（特34条の2第5項）。したがって、新たな専用実施権の設定は要しない。よって、本枝は誤り。

3 × 特33条2項

特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない（特33条2項）。譲渡担保についてはこれを禁じる趣旨でない。しかし、抵当権の目的とするためには、抵当権の目的とすることができるという規定が積極的になければならず（青本 特33条）、抵当権の目的とすることはできない。よって、本枝は誤り。

4 ○ 特34条の3第5項ただし書

仮通常実施権が許諾されている特許出願等に基づいて国内優先権主張がなされたときは、当該優先権主張を伴う特許出願（後の出願）について、先の出願についての仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において仮通常実施権が許諾されたものとみなす（特34条の3第5項）。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない（同項ただし書）。本項ただし書は、仮通常実施権を承継しない旨の合意がある場合には、後の出願について、仮通常実施権が許諾されたものとはみなさないことを規定したものである（青本 特34条の3）。本枝の丙の出願Aに係る仮通常実施権の設定行為に別段の定めはなく、乙は合意している。したがって、その後、乙が反対の意思表示をしたとしても、出願Bに係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、丙に仮通常実施権が許諾されたものとみなされる。よって、本枝は正しい。

5 × 特99条

通常実施権は、その発生後にその特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する（特99条）。通常実施権には、発生原因によって三種類が存在するが、本条はいずれの発生原因をも包含する（青本 特99条）。したがって、職務発明に関する特許権について使用者が有する通常実施権は、その発生後の特許権の譲受人に対しても、その効力を有する。よって、本枝は誤り。

【特許・実用新案】10

特許法に規定する明細書等の補正に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

また、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第1号に規定する「最初に受けた」拒絶理由通知をいうものとする。

- (イ) 外国語特許出願について誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした後は、国際出願日における外国語特許出願の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の翻訳文、国際出願日における外国語特許出願の請求の範囲の翻訳文又は国際出願日における外国語特許出願の図面（図面の中の説明を除く。）に記載した事項の範囲内に限り、補正をすることができる。
- (ロ) 訂正審判の請求人は、審判長が審理の終結を通知した後に職権で審理の再開をした場合、その後更に審理の終結が通知される前はいつでも、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。なお、特許異議の申立てはされておらず、特許無効審判は請求されていないものとする。
- (ハ) 2以上の発明を包含する特許出願**A**の一部を分割して新たな特許出願**B**とした場合において、出願**B**について最初の拒絶理由通知と併せて特許法第50条の2の規定による通知を受け、特許出願人が特許法第17条の2第5項第2号に規定する特許請求の範囲の減縮を目的とする補正をするとき、補正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。
- (ニ) 特許法第41条第4項に規定された書面を提出することにより優先権を主張した場合、当該主張の取下げの手続は、その書面の補正をすることにより行うことができる。
- (ホ) 外国語書面出願の出願人は、誤訳訂正書により誤訳の訂正を目的として補正をした後、さらに同じ箇所について誤訳の訂正を目的としない補正を行う場合、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面に記載した事項の範囲内において、再度誤訳訂正書の提出及び手数料の納付を行うことなく手続補正書により補正をすることができる。

〔特・実10〕 正解 2**（イ）× 特184条の12第2項で読替えて準用する特17条の2第3項**

外国語特許出願においても誤訳の訂正が認められている（特184条の12第2項で読替えて準用する特17条の2第2項）。そして、誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした後にあっては、「翻訳文等」又は「当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面」について、補正をすることができる（読替えて準用する特17条の2第3項）。「翻訳文等」とは、国際出願日における外国語特許出願の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の翻訳文、国際出願日における外国語特許出願の請求の範囲の翻訳文（PCT19条(1)補正後にあっては、当該翻訳文）、又は国際出願日における外国語特許出願の図面（図面の中の説明を除く。）をいう。本枝では、「翻訳文等」に限り補正をすることができるとしている。よって、本枝は誤り。

（ロ）○ 特17条の5第3項

訂正審判の請求人は、特156条1項（審理の終結の通知）の規定による通知がある前（同条第3項の規定による審理の再開がされた場合にあっては、その後更に同条第1項の規定による通知がある前）に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる（特17条の5第3項）。よって、本枝は正しい。

（ハ）○ 特17条の2第6項で準用する特126条7項

分割に係る新たな出願Bについて最初の拒絶理由通知（特50条）と併せて特50条の2の規定による通知を受け、特17条の2第5項2号（特許請求の範囲の減縮）を目的とする補正をするとき、後の発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならぬ（特17条の2第6項で準用する特126条7項）。よって、本枝は正しい。

（ニ）× 特17条の4

優先権の主張の補正（特17条の4）とは、既に主張した優先権主張書面の記載に誤記があった場合にそれを正す目的のために行う手続のことであり、優先権主張の追加（特41条4項又は特43条1項）や取下げ（特42条2項）ではない（青本 特17条の4）。よって、本枝は誤り。

（ホ）○ 特17条の2第3項かっこ書

手続補正書により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書により補正をした場合にあっては、①翻訳文又は②当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面に記載した事項の範囲内においてすることができる（特17条の2第3項かっこ書）。また、その範囲内であれば再度誤訳訂正書の提出及び手数料の納付をすることなく、手続補正書により補正ができる（青本 特17条の2）。よって、本枝は正しい。

したがって、誤っているものは、（イ）、（ニ）の2つなので、正解は2。

【特許・実用新案】 1 1

特許法若しくは実用新案法に規定する訴訟又は特許料に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 拒絶査定不服審判の請求を成り立たないとする審決に対する取消訴訟において、その審決を取り消す判決が確定したときは、審判官は、更に審理を行い、審決をしなければならないが、特許を取り消すべき旨の決定に対する取消訴訟において、その決定を取り消す判決が確定したときは、審判官により更に審理が行われることなく、その特許が維持される。
- 2 実用新案登録無効審判の審決に対する取消訴訟においては、裁判所は、特許庁長官に対し、当該事件に関する実用新案法の適用その他の必要な事項について、意見を求めることはできない。
- 3 請求項 1 及び請求項 2 からなる特許につき、請求項 1 の削除を目的とする訂正審判の請求がなされ、訂正をすべき旨の審決が確定したとき、既納の特許料のうち、訂正をすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料の一部は、納付した者の請求により返還する。
- 4 通常実施権者が、特許権者の了解を得て特許料を納付した場合、特許権者に対して、費用のすべてについて償還を請求することができる。
- 5 第 4 年以後の各年分の特許料について、免除又は納付の猶予を受けていない特許権者が、特許料を納付期間内に納付しなかった場合において、納付期間の経過後 6 月以内に特許料及び割増特許料の納付をしたときでも、納付期間の経過から特許料及び割増特許料の納付までの間におけるその特許発明の実施には、特許権の効力は及ばない。

〔特・実11〕 正解 4**1 × 特181条2項**

審判官は、特181条1項の規定による審決又は決定の取消しの判決が確定したときは、更に審理を行い、審決又は決定をしなければならない（特181条2項）。すなわち、審判は審決によって終了するのであるが（特157条1項）、裁判所によって審決が取り消されれば審判は終了しないこととなり、引き続いてその審理がされることになる（青本 特181条2項）。よって、本枝は誤り。

2 × 実47条2項で準用する特180条の2第1項

実用新案登録無効審判の審決に対する取消訴訟（実47条1項）においては、裁判所は、特許庁長官に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる（準特180条の2第1項）。よって、本枝は誤り。

3 × 特111条1項

請求項を削除する訂正をすべき旨の審決が確定した年の翌年以降の各年分の特許料は返還の対象とされていない（特111条1項各号）。よって、本枝は誤り。

4 ○ 特110条

利害関係人その他の特許料を納付すべき者以外の者は、納付すべき者の意に反しても、特許料を納付することができる（特110条1項）。特110条1項により特許料を納付した者は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる（同2項）。したがって、特許権者の了解のある場合も特許料を納付することができ、この場合は特許権者が現に利益を受ける限度においてではなく、費用のすべてについて償還を請求することができる（青本 特110条）。よって、本枝は正しい。

5 × 特112条の3第2項1号

特112条の2第2項の規定により回復した特許権の効力は、特112条1項の規定により「特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前」における当該発明の実施には、及ばない（特112条の3第2項1号）のであって、「納付期間の経過から特許料及び割増特許料の納付までの間」におけるその特許発明の実施には、特許権の効力は及ばないわけではない。よって、本枝は誤り。

【特許・実用新案】 1 2

特許法に規定する再審に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権者は、その特許権について専用実施権を設定し、その登録をした。その後、特許権者は、第三者が請求した特許無効審判において当該第三者と共謀し、専用実施権者の権利を害する目的をもって特許を無効にすべき旨の審決を受け、それが確定した。この場合、当該専用実施権者は、その確定審決に対し再審の請求をすることができる。
- (ロ) 確定審決に対する再審の請求は、当該再審の請求人が送達により審決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、当該再審の請求人は法律の規定に従って代理されていたものとする。
- (ハ) 特許無効審判の確定審決に対する再審においては、当該再審の請求人が申し立てない理由についても、審理することができる。
- (ニ) 無効にした特許に係る特許権が再審により回復した場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、特許無効の審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない。
- (ホ) 万年筆の製造方法に関する特許が無効になり、その特許に係る特許権が再審によって回復した場合において、特許無効の審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該万年筆の製造方法を事業として実施していた者は、その特許権について通常実施権を有し、特許権の回復後も引き続いて当該万年筆を製造することができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔特・実12〕 正解 2**(イ) ○ 特172条1項、特98条1項2号**

本問に関し、審判の請求人（第三者）及び被請求人（特許権者）が共謀して専用実施権者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、当該専用実施権者（特98条1項2号）は、その確定審決に対し再審を請求することができる（特172条1項）。よって、本枝は正しい。

(ロ) × 特173条1項

再審は、請求人が取消決定又は審決が確定した後再審の理由を知った日から30日以内に請求しなければならない（特173条1項）。本問では、「知った日の翌日から起算して30日以内」としている。よって、本枝は誤り。

【参考】

請求人が法律の規定に従って代理されなかったことを理由として再審を請求するときは、請求人又はその法定代理人が送達により取消決定又は審決があったことを知った日の翌日から起算する（特173条3項）。この点については、本枝では除外されている。

(ハ) × 特174条3項で特153条を準用せず

審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる（特153条）。一方、再審は確定審決の効力を争う非常の不服申立方法であることに鑑み、特153条を準用していない（青本 特174条）。したがって、特許無効審判の確定審決に対する再審においては、請求人の申し立てない理由については審理できない（特153条を準用せず）。よって、本枝は誤り。

(二) ○ 特175条1項

無効にした特許に係る特許権が再審により回復した場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない（特175条1項）。よって、本枝は正しい。

(ホ) ○ 特176条

無効にした特許に係る特許権が再審により回復したとき、①審決が確定した後再審の請求の登録前に②善意に③日本国内において④当該発明（万年筆の製造方法）の実施である事業をしている者は、⑤その実施をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する（特176条）。したがって、当該万年筆の製造方法を事業として実施していた者は、特許権の回復後も製造することができる場合がある。よって、本枝は正しい。

したがって、誤っているものは、(ロ)、(ハ) の2つなので、正解は2。

【特許・実用新案】 1 3

特許出願の分割・変更に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。また、意匠登録出願についても、同様とする。

また、以下において、「国内優先権」とは、特許法第 41 条第 1 項に規定する優先権をいうものとする。

(イ) 特許出願が、拒絶査定不服審判の請求と同時に明細書等の補正がされ、いわゆる前置審査により特許をすべき旨の査定がされた場合、拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から 3 月を経過した後でも、特許をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から 30 日以内であれば、その特許出願は、出願の分割をすることができる。

(ロ) 甲は、特許請求の範囲に発明イ、明細書又は図面に発明イ及びロが記載された特許出願 A をした。その後、甲は、出願 A を基礎とする国内優先権の主張を伴って、特許請求の範囲に発明イ、明細書又は図面に発明イ、ロ及びハが記載された特許出願 B をした。そして、甲は、出願 B を分割して、特許請求の範囲に発明ハ、明細書又は図面に発明イ、ロ及びハが記載された新たな特許出願 C をした。この場合、出願 C は、出願 A をした時にされたものとみなされる。

(ハ) 甲は、特許請求の範囲に発明イ、明細書又は図面に発明イ及びロが記載された特許出願 A をした。その後、甲は、出願 A を分割して、特許請求の範囲に発明ロ、明細書又は図面に発明ロが記載された新たな特許出願 B をし、出願 B は出願公開された。そして、甲は、出願 A を基礎とする国内優先権の主張を伴って、特許請求の範囲に発明イ、明細書又は図面に発明イ、ロ及びハが記載された特許出願 C をし、出願 C は出願公開された。一方、乙は、出願 A と出願 B との間に、特許請求の範囲に発明ロが記載された特許出願 D をした。この場合、出願 D は、出願 B の存在を理由にしても、出願 C の存在を理由にしても、いずれも、特許法第 29 条の 2（いわゆる拡大された範囲の先願）の規定に基づき拒絶される。なお、甲及び乙は、自らがした発明のみを出願したものとする。

(ニ) 甲は、特許請求の範囲に発明イ及びロが記載された特許出願 A について、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるため、当該規定の適用を受けたい旨を記載した書面及び発明イ及びロが当該規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面の提出を適法に行った。その後、甲は、出願 A を分割して、特許請求の範囲に発明イが記載された新たな特許出願 B をした。この場合、甲は、出願 B の出願と同時に、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面を提出し、かつ、出願 B の出願日から 30 日以内に、発明イが当該規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を提出しなければならない。

(ホ) 意匠登録出願を特許出願に変更した後、その特許出願を基礎とする国内優先権を主張することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔特・実13〕 正解 5**（イ）× 特44条1項2号かつこ書**

特許出願人は、特許をすべき旨の査定（①特163条3項において準用する特51条の規定による特許をすべき旨の査定及び②特160条1項に規定する審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。）の謄本の送達があった日から30日以内であれば（特44条1項2号）、特許出願の分割は認められる（特44条1項柱書）。本枝では、前置審査により特許をすべき旨の査定がされていることから（特163条3項において準用する特51条）、特許出願の分割をすることはできない（特44条1項2号かつこ書）。よって、本枝は誤り。

（ロ）× 特44条2項、特41条2項

甲は、二以上の発明を包含する特許出願B（発明イ、ロ、ハ）の一部（ハ）を分割し、新たな特許出願Cとすることができる（特44条1項）。分割に係る新たな出願C（ハ）は、もとの出願Bの時にしたものとみなされる（特44条2項）。ここで、出願Bは出願Aに基づく国内優先権の主張を伴っている（特41条1項）。したがって、出願Bに係る発明（イ、ロ、ハ）のうち、当該優先権主張のされた先の出願Aの願書に記載された発明（イ、ロ）についての所定の規定の適用については、当該先の出願Aの時にされたものとみなされる（特41条2項）。しかし、発明ハについては、優先権主張の効果は認められず（同項）、出願Cは、出願Aをした時にされたものとはみなされない。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 特44条2項、特41条3項

甲の分割に係る新たな特許出願B（発明ロ）は、もとの特許出願A（発明イ、ロ）の時にしたものとみなされる（特44条2項）。ただし、新たな特許出願が特29条の2に規定する他の特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、この限りでない（同項ただし書）。すなわち、分割による新たな出願が特29条の2に規定する先願となる場合には、その関係については出願日を遡らせないことになる（青本 特44条）。したがって、乙の出願D（ロ）は、甲の出願B（ロ）の以前に出願されていることから、出願Bの存在を理由に、特29条の2の規定により拒絶されることはない（特44条2項ただし書）。よって、本枝は誤り。なお、本枝において、国内優先権の主張の基礎とされた出願Aと、国内優先権の主張を伴う出願Cの双方の当初明細書等に記載された発明ロについては、出願Aを「他の特許出願」として、特29条の2の規定が出願Dに対して適用される（特41条3項、特実審査基準第Ⅲ部第3章6.1.3）。

（二）× 特44条4項、特許庁HP「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」（5.2）

特30条3項に規定する手続に関し、分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願の場合、原出願の出願に際して手続を行えば、分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願を行う際には、再度の手続は不要である（特44条4項、特46条6項、特46条の2第5項、「手引き」）。本枝では、甲は出願Aについて、特30条3項に規定する書面及び証明する書面の提出を適法に行っている。したがって、分割に係る新たな出願Bに際し、再度の手続は不要である（特44条4項）。よって、本枝は誤り。

（ホ）× 特41条1項2号

分割出願、変更出願、及び実用新案登録に基づく特許出願を基礎としては優先権の主張することができない（特41条1項2号）。これを認めることとするとそれらの出願が分割

又は変更の要件を満たしているかについても審査が必要となり、審査上も第三者によるサーチ上も負担が増大することによる（青本 特41条）。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ) の5つなので、正解は5。

【特許・実用新案】 1 4

訂正審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 訂正審判の請求書における請求の理由を、誤記の訂正を目的とする訂正から、明瞭でない記載の釈明を目的とする訂正に変更する補正は、認められない。
- 2 訂正審判の請求は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決の謄本の送達後は、取り下げることはできない。
- 3 二以上の請求項に係る特許について、特許無効審判と訂正審判とが同時に特許庁に係属している場合、一部の請求項について特許無効審判の請求が取り下げられたときは、当該一部の請求項について請求されていた訂正審判の請求は取り下げられたものとみなされる。
- 4 特許権について専用実施権を有する者は、当該特許権について訂正審判を請求することはできないが、当該特許権を有する者が請求した訂正審判に参加することはできる。
- 5 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面のほか、要約書の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる場合がある。

〔特・実14〕 正解 2**1 × 特131条の2第1項柱書ただし書**

要旨変更補正が特許無効審判以外の審判を請求する場合における請求の理由（特131条1項3号）についてされるとき（特131条の2第1項柱書ただし書1号）は、当該補正が認められる場合がある（同項柱書ただし書）。よって、本枝は誤り。

2 ○ 特155条1項、審判便覧46-00(1.)

審判の請求は、審決が確定するまでは、取り下げることができる（特155条1項）。訂正審判において訂正が認められた場合の審決は、審決の謄本の送達があったときに確定する（審判便覧46-00(1.)）。したがって、訂正審判の請求は、訂正をすべき旨の謄本の送達後は、取り下げることができない。よって、本枝は正しい。

3 × 特134条の2第8項

特155条3項の規定により特許無効審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、特134条の2第1項の訂正の請求は、当該請求項ごとに取り下げられたものとみなされる（特134条の2第8項）。一方、訂正審判と無効審判は、別事件であるので、このような規定は設けられていない。よって、本枝は誤り。

4 × 特126条1項、特166条

「特許権者」は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる（特126条1項柱書本文）。したがって、特許権について専用実施権を有する者は、当該特許権について訂正審判を請求することはできないので、前段は正しい。特148条（参加）及び特149条（参加の申請）の規定は、訂正審判には、適用しない（特166条）。特148条や特149条の規定は、請求人と被請求人とが対立して争う無効審判についてのみ適用すべきものと考えられるからである（青本 特166条）ため、後段は誤り。よって、本枝は誤り。

5 × 特126条1項

特許権者は、願書に添付した①明細書、②特許請求の範囲又は③図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる（特126条1項柱書）。したがって、要約書の訂正について訂正審判を請求することはできない。よって、本枝は誤り。

【特許・実用新案】 1 5

特許権及び特許法に規定する実施権等に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、その持分を目的として質権を設定し、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができないが、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。
- (ロ) すべての通常実施権は、特許権者の承諾があれば移転することができる。
- (ハ) 特許権を目的とする質権は、特許権の対価又は特許発明の実施に対しその特許権者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる。
- (ニ) 専用実施権者は、質権者又は特許法第 77 条第 4 項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得れば、専用実施権を常に放棄することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔特・実15〕 正解 3**(イ) ○ 特73条1項・2項・3項**

特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない（特73条1項）。各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる（同条2項）。各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない（同条3項）。よって、本枝は正しい。

(ロ) × 特94条3項・4項・5項

不実施の場合の通常実施権（特83条2項）又は公共の利益のための通常実施権の裁定による通常実施権（特93条2項）は、実施の事業とともにする場合に限り、移転することができる（特94条3項）。本来強制的に設定された権利が自由に他に移転できるのは適当でないとの考えからくるものである（青本 特94条）。また、特94条4項では、自己の特許発明、登録実用新案又は登録意匠を実施するために裁定によって得た通常実施権の付随性について、同条5項ではクロスライセンスの裁定によって得た通常実施権の付随性について規定されている。したがって、すべての通常実施権が特許権者の承諾により移転することができるわけではない。よって、本枝は誤り。

(ハ) ○ 特96条

特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権は、特許権、専用実施権若しくは通常実施権の対価又は特許発明の実施に対しその特許権者若しくは専用実施権者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる（特96条）。本条は、質権の物上代位性について規定したものである（青本 特96条）。よって、本枝は正しい。

(ニ) ○ 特97条2項

専用実施権者は、①質権者又は②特77条4項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権を放棄することができる（特97条2項）。したがって、専用実施権の放棄について、質権者又は特77条4項の規定による通常実施権者の承諾を得れば「常に」放棄することができるわけである（青本 特97条）。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、(イ)、(ハ)、(ニ) の3つなので、正解は3。

【特許・実用新案】 1 6

特許法に規定する拒絶査定不服審判又は特許法第 162 条に規定する審査（いわゆる前置審査）に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) ある特許出願について、特許法第 29 条第 2 項（いわゆる進歩性）の規定のみにより拒絶をすべき旨の査定がなされた。その後、当該特許出願について補正されることなく拒絶査定不服審判が請求された場合において、審判官は、特許法第 36 条第 6 項第 2 号（いわゆる明確性）の要件を満たさないことにより拒絶をすべきものと判断した。この場合、請求人に明確性の要件に関する拒絶の理由が通知されることなく、審判請求は成り立たない旨の審決がなされる場合がある。
- (ロ) 審判官は、特許法第 67 条第 4 項に規定する特許権の存続期間の延長登録の出願（いわゆる医薬品等の延長登録出願）に係る事件について、その特許権に係る特許出願の審査において、その査定に審査官として関与したときは、その職務の執行から除斥される。
- (ハ) 拒絶査定不服審判の請求前に行った補正が、特許法第 17 条の 2 第 3 項（いわゆる新規事項の追加の禁止）に規定する要件を満たしていない場合であっても、拒絶査定不服審判において、その補正が却下されることはない。
- (ニ) ある特許出願についての拒絶査定不服審判の審決に対する取消訴訟において審決を取り消す判決が確定し、その後、更に当該拒絶査定不服審判の審理が行われ、当該出願について特許をすべき旨の審決がなされた。この場合の当該拒絶査定不服審判に関する費用は、特許庁長官が負担する。
- (ホ) 特許法第 67 条第 2 項に規定する特許権の存続期間の延長登録の出願（いわゆる期間補償のための延長登録出願）について拒絶をすべき旨の査定がなされ、これに対する拒絶査定不服審判の請求と同時に、当該出願の願書に添付した期間の算定の根拠を記載した書面について補正があったときは、特許庁長官は、審査官にその請求を審査させなければならない。

- 1 1 つ
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

〔特・実16〕 正解 1**（イ）× 特159条2項で準用する特50条**

特50条（拒絶理由の通知）及び特50条の2の規定は、拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する（特159条2項）。したがって、査定の理由と異なる拒絶の理由を発見したとき、発見したすべての拒絶理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。よって、本枝は誤り。

（ロ）× 特139条7号

審判官が特67条2項の延長登録の出願（期間補償のための延長登録の出願）に係る事件についてその特許権に係る特許出願の審査においてその査定に審査官として関与したとき（特139条7号）、その職務の執行から除斥される（特139条柱書）。したがって、特67条4項の出願に係る事件に審査官として関与したとしても、その職務の執行から除斥されない。よって、本枝は誤り。

（ハ）○ 特159条1項で読み替えて準用する特53条1項

特53条（補正の却下）の規定は、拒絶査定不服審判に準用する（特159条1項）。この場合において、「補正が」とあるのは「補正（特17条の2第1項1号又は3号に掲げる場合にあっては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする（同項）。審査段階で一旦看過された補正をその後の手続である審判において応答の機会を与えずに却下することは、当該補正が適法であることを前提に審判手続を行っている請求人（出願人）にとって酷であるため、審判における却下の対象となる補正から除外するよう読替えを行った（青本 特159条）。よって、本枝は正しい。

（ニ）× 特169条3項

拒絶査定不服審判及び訂正審判に関する費用は、請求人の負担とする（特169条3項）。したがって、特許庁長官が負担することはない。よって、本枝は誤り。

（ホ）× 特162条

特162条は、拒絶査定に対する審判事件のうち審判請求と同時に明細書等について補正があったものについてのみ審査官が審査を行う旨を定めている（青本 特162条）。したがって、願書に添付した期間の算定の根拠を記載した書面について補正があったとしても前置審査（特162条）に付されることはない。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、（ハ）の1つなので、正解は1。

【特許・実用新案】 1 7

実用新案登録出願及び実用新案登録に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 実用新案登録に基づく特許出願の特許出願人は、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。
- 2 実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があった後、実用新案技術評価書が作成される前に、その請求に係る実用新案登録に基づいて特許出願がされた。この場合、特許庁長官は、審査官にその請求に係る実用新案技術評価書を作成させなければならない。
- 3 実用新案権者は、実用新案法第 13 条第 3 項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から 2 月を経過したとき、及び実用新案登録無効審判について実用新案法第 39 条第 1 項の規定により最初に指定された期間を経過したとき、を除き、実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正、明瞭でない記載の釈明、他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする、又は請求項の削除のいずれを目的とする場合も、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を 1 回に限りすることができる。
- 4 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において実用新案登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。
- 5 特許出願の基礎とされた実用新案登録について、その特許出願をした後に、実用新案技術評価を請求することができる。

〔特・実17〕 正解 4**1 × 実10条1項かっこ書**

特46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の実用新案登録出願への変更は認められてない（実10条1項かっこ書）。変更を認めた場合には、①実用新案登録出願の状態に戻ることが可能となり、補正・分割を行いうることとなる。また、②出願人は一度取得した実用新案権を放棄してまで特許権の保護を選択したのだからである（青本 実10条）。よって、本枝は誤り。

2 × 実12条7項

実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から、実用新案技術評価書の請求（実12条1項）があった後に、その請求に係る実用新案登録に基づいて特46条の2第1項の規定による特許出願がされたときは、その請求は、されなかったものとみなす（実12条7項）。二重の審査を防止するためである（青本 実12条）。よって、本枝は誤り。

3 × 実14条の2第7項

実用新案権者は、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正（実14条の2第2項各号）について、所定の期間内（同条1項各号）に、1回に限りすることができる（同条1項柱書）。実14条の2第1項の訂正をする場合のほか、請求項の削除を目的とする訂正については、回数制限なしに、原則としていつでも可能である（同条7項本文、青本 実14条の2）。本枝では、請求項の削除を目的とする場合も、その訂正を1回に限りすることができるとしている。よって、本枝は誤り。

4 ○ 実2条の4第2項

法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において「審判」の確定審決に対する「再審」を請求されることができる（実2条の4第2項）。同項中「審判」、「再審」とは、無効審判（実37条1項）及びその確定審決に対する再審である（青本 実2条の4）。よって、本枝は正しい。

5 × 実12条3項

実用新案技術評価の請求（実12条1項）は、その実用新案登録に基づいて特46条の2第1項の規定による特許出願がされた後は、することができない（実12条3項）。①出願人の意思として実用新案権の保護を断念し特許権を選択したといえること、②過去の侵害に対しては実用新案権を維持することで対応すべきこと及び③二重の審査による特許審査の遅延を防止する必要があることによる（青本 実12条）。よって、本枝は誤り。

【特許・実用新案】 18

特許要件及び特許出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) ウェブページへのアクセスにパスワードが必要である場合であっても、そのウェブページに掲載された発明が、特許法第 29 条第 1 項第 3 号に掲げる「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」に該当する場合がある。
- (ロ) 特許請求の範囲に請求項を 1 つのみ記載した出願であれば、特許法第 37 条に規定する「発明の単一性の要件」は満たされる。
- (ハ) 甲は、外国語書面出願をするにあたり、甲が外国においてした特許出願を参照すべき旨を主張する方法により、願書に明細書及び必要な図面を添付せずに、特許出願をすることができる。
- (ニ) 在外者である甲は、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面を特許出願と同時に提出した。甲の責めに帰することができない理由により、甲は、特許出願の日から 30 日以内に、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面の提出ができなかった。当該特許出願をした日から 8 月後、かつ、甲の責めに帰することができない理由がなくなった日から 1 月後に、その証明する書面を特許庁長官に提出すれば、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けられることがある。
- (ホ) 特許出願人により、願書に添付した特許請求の範囲について補正がされた結果、特許請求の範囲の請求項 1 の記載を引用する請求項 2 及び特許請求の範囲の請求項 1 の記載を引用する請求項 3 に、同一の発明が記載されることとなった。請求項 2 に係る発明と請求項 3 に係る発明とが同一である記載となることは、拒絶の理由にならない。

- 1 1 つ
2 2 つ
3 3 つ
4 4 つ
5 5 つ

〔特・実18〕 正解 2**（イ）○ 特29条1項3号、特・実審査ハンドブック(3209(1)(ii))**

パスワードを入力することのみで不特定の者がアクセス可能であるものは、特29条1項3号に掲げる「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」に該当する場合がある（特・実審査ハンドブック(3209(1)(ii))）。よって、本枝は正しい。

（ロ）× 特37条、特施規25条の8第3項

特許請求の範囲に請求項を1つのみ記載した出願であっても、選択的に択一的な形式によって記載されている場合（特施規25条の8第3項）、発明の単一性の要件を満たさない場合がある（特37条）。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 特38条の3第1項

先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（特38条の3）に規定する「先の出願」には外国においてしたものを含むが（同条1項かつこ書）、外国語書面出願をする場合は除かれる（同条1項本文）。外国語書面出願については、本制度を認める意義が乏しいことを踏まえたものである（青本 特38条の3）。よって、本枝は誤り。

（二）× 特30条4項

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、①出願と同時に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出し、②出願から30日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを「証明する書面」を提出する必要がある（特30条3項）。「証明する書面」を提出する者がその責めに帰すことができない理由により特許出願の日から30日以内に「証明する書面」を提出することができない場合は、その理由がなくなった日から14日（出願人が在外者である場合は2月）以内で、特許出願の日から30日の期間の経過後6月以内にその「証明する書面」を特許庁長官に提出することができる（特30条4項）が、本枝では、「当該特許出願をした日から8月」経過している。よって、本枝は誤り。

（ホ）○ 特36条5項

請求項の記載様式として、他の請求項を引用して記載することが認められている（特施規24条の3第3号・4号）。また、請求項2と請求項3に係る発明が同一となったとしても拒絶理由には該当しない（特36条5項）。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、（イ）、（ホ）の2つなので、正解は2。

【特許・実用新案】 19

特許無効審判又は特許無効審判における訂正の請求に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許無効審判において、審決の予告をするときは、審判長は、被請求人に対し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 2 一群の請求項のすべての請求項について特許無効審判が請求され、それに対し、当該一群の請求項のすべての請求項について訂正の請求がなされた。その後、当該一群の請求項のうち一部の請求項について特許無効審判の請求が取り下げられた場合、当該一群の請求項のすべての請求項について訂正の請求が取り下げられたものとみなされる。
- 3 特許法第 184 条の 4 第 1 項に規定される外国語特許出願に対して、特許法第 17 条の 2 第 3 項（いわゆる新規事項の追加の禁止）に規定する要件を満たしていない補正がなされた上で特許がされたことを理由として、当該特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。
- 4 特許無効審判の請求人が提出した、特許を無効にする根拠となる事実を立証するための実験成績証明書に、当該特許無効審判の請求人が保有する営業秘密が記載された旨の申出が当該請求人からあった場合には、審判長は、当該実験成績証明書の閲覧を制限することができる。
- 5 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる期間内であれば、訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

〔特・実19〕 正解 5**1 × 特164条の2第2項**

特許無効審判において、審判長は、審決の予告（特164条の2第1項）をするときは、被請求人に対し願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の「訂正を請求するための相当の期間」を指定しなければならない（特164条の2第2項）。したがって、「意見書を提出する機会」ではない。よって、本枝は誤り。

2 × 特134条の2第8項、審判便覧51-11(4.)

訂正の請求は、無効審判の請求を前提とするものである。無効審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、訂正の請求は当該請求項ごとに取り下げられたものとみなされる（特134の2第8項）。なお、このときには、「一群の請求項」を構成していても、当該請求項に係る訂正の請求のみが取り下げられたものとみなされる（審判便覧51-11(4.))。したがって、当該一群の請求項のうち一部の請求項について特許無効審判の請求が取り下げられた場合、当該一群の請求項のすべての訂正の請求が取り下げられたものとみなされるわけではない。よって、本枝は誤り。

3 × 特184条の18で読み替えて準用する特123条1項1号かっこ書

外国語特許出願の場合、特17条の2第3項（いわゆる新規事項の追加の禁止）は無効理由とはされていない（準特123条1項1号かっこ書）。形式的瑕疵についてまで特許の無効理由とすることは特許権者にとって酷と考えられるからである（青本 特123条）。よって、本枝は誤り。

4 × 特186条1項柱書ただし書、4号

特許無効審判に係る書類であって、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があったもの（特186条1項柱書ただし書、4号）については、「特許庁長官」が秘密を保持する必要があると認めるときは、閲覧を制限することができる（同項柱書ただし書）。よって、本枝は誤り。

5 ○ 特134条の2第1項柱書本文、特17条の5第2項

特許無効審判の被請求人は、①特134条1項若しくは2項、②特134条の3、③特153条2項又は④特164条の2第2項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書等の訂正を請求することができる（特134条の2第1項柱書本文）。当該訂正を請求することができる期間のほか、訂正拒絶理由通知に対する応答期間（特134条の2第5項）についても、訂正の請求書に添付した訂正明細書等について補正をすることができる（特17条の5第2項）。したがって、訂正を請求することができる期間内であれば、補正をすることができる。よって、本枝は正しい。

【特許・実用新案】 20

特許法に規定する審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許無効審判における口頭審理は、公開して行う。ただし、審判長が必要があると認めるときは、公開しないで行うことができる。
- 2 審判の結果について利害関係を有する者は、当事者又は参加人に該当しない場合であっても、審判の係属中、証拠保全の申立てをすることができる。
- 3 審判長は、当事者又は参加人が、法定又は指定の期間内に手続をしないときであっても、審判手続を進行することができるが、当該審判手続を進行するに際し、当事者又は参加人に意見を申し立てる機会を与えなければならない。
- 4 特許無効審判において参加の申請があったときは、その決定は、当該特許無効審判の3人又は5人の審判官の合議体が行う。
- 5 審決の謄本は、審判長が、当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

〔特・実20〕 正解 4**1 × 特145条5項ただし書**

口頭審理（特145条1項・2項ただし書）は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない（特145条5項ただし書）。したがって、審判長が必要と認めるときではない。よって、本枝は誤り。

2 × 特150条2項

審判に関しては、①審判請求前は「利害関係人の申立により」、②審判の係属中は「当事者若しくは参加人の申立により又は職権で」、証拠保全をすることができる（特150条2項）。したがって、当事者又は参加人に該当しない場合、審判の係属中、証拠保全の申立てをすることができない。よって、本枝は誤り。

3 × 特152条

審判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は特145条3項（審理の方式）の規定により定めるところに従って出頭しないときであっても、審判手続を進行することができる（特152条）。したがって、本枝の前段は正しい。しかし、当該審判手続を進行するに際し、当事者又は参加人に意見を申し立てる機会を与えられていないことから後段は誤り。よって、本枝は誤り。

4 ○ 特149条3項、特136条1項

参加の申請があったときは、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官が審判により決定をする（特149条3項）。審判は、3人又は5人の審判官の合議体が行う（特136条1項）。よって、本枝は正しい。

5 × 特157条3項

「特許庁長官」は、審決があったときは、審決の謄本を当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない（特157条3項）。したがって、「審判長」ではなく「特許庁長官」が送達する。よって、本枝は誤り。

【意匠】 1

組物及び内装の意匠に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 複数の建築物からなる意匠は、組物の意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ロ) 飲食用ナイフ、飲食用フォーク及び飲食用スプーンにおいて、それぞれの持ち手の部分に同一の模様があらわされているとき、意匠に係る物品を「一組の飲食用具セット」とし、その模様があらわされた部分について、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 組物に係る意匠登録出願について組物全体として統一がないという拒絶理由の通知がされた場合、その出願が審査、審判又は再審に係属していれば、その出願の一部を分割して新たな意匠登録出願とすることができる。
- (ニ) 「一組の飲食用容器セット」の意匠について、個々の物品にそれぞれ「松」、「竹」、「梅」の模様のみをあらわし、同一の模様をあらわさない場合、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができる場合はない。
- (ホ) 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものであれば、意匠法第8条の2に規定する一意匠として出願し、意匠登録を受けることができ、同条に「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像」という規定はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

【意匠 1】 正解 1**(イ) ○ 意 8 条**

同時に使用される 2 以上の物品、建築物又は画像であって経済産業省令で定めるもの（組物）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる（意 8 条）。したがって、本枝の「複数の建築物からなる意匠」は、組物の意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。よって、本枝は正しい。

(ロ) ○ 意 8 条、意 2 条 1 項かつこ書

同時に使用される 2 以上の物品であって経済産業省令で定めるものを構成する物品に係る意匠は、組物の意匠として意匠登録を受けうる（意 8 条）。ここで、物品には「物品の部分」が含まれる（意 2 条 1 項かつこ書）。したがって、飲食用ナイフ、飲食用フォーク及び飲食用スプーンそれぞれの持ち手の部分に同一の模様があらわされていることにより、組物全体として統一があると認められるときであって、その他の登録要件を満たす場合は、その模様があらわされた部分について、意匠登録を受けることができる。よって、本枝は正しい。

(ハ) ○ 意 8 条、意 10 条の 2 第 1 項

組物の意匠として意匠登録を受けるための要件の 1 つとして、「組物全体として統一があること」がある（意匠審査基準第Ⅳ部第 3 章 2 参照）。そして、組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意 8 条に規定する要件を満たさない場合、その意匠は全体として一意匠と認められないものであることから、意 10 条の 2 の規定に基づく分割が認められる（意匠審査基準第Ⅳ部第 3 章 7. 2 参照）。また、分割出願は、もとの出願が審査、審判又は再審に係属している場合に認められる（意 10 条の 2 第 1 項）。したがって、本枝の場合、分割出願が認められる。よって、本枝は正しい。

(ニ) × 意 8 条

組物の意匠として意匠登録を受けるための要件として、「組物全体として統一があること」の要件を満たすか否かが判断されるところ（意匠審査基準第Ⅳ部第 3 章 2 参照）、「構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合」は、組物全体として統一があるものと判断される（意匠審査基準第Ⅳ部第 3 章 3. 3 参照）。本枝のように組物の意匠を構成する個々の物品に「松」、「竹」、「梅」の模様があらわされている場合、「物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるもの」と判断されうるため、本枝の意匠について、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができる場合がある。よって、本枝は誤り。

(ホ) ○ 意 8 条の 2

店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（内装）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる（意 8 条の 2）。したがって、本条には、意 8 条に規定する組物の意匠の要件である「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像」であることは規定されていない。よって、本枝は正しい。

したがって、誤っているものは、(ニ) の 1 つであるから、正解は 1。

【意匠】 2

意匠法第4条(意匠の新規性の喪失の例外)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。ただし、設問で記載した以外の出願は考慮しないものとする。

- 1 甲は、意匠イとこれに類似する意匠ロを創作して、両方を公開した。甲は、公開後1年以内に、意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠ロについて意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願Bをした。甲は、出願Aをするに際し、公開した意匠イのみについて新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続を行い、また、出願Bをするに際し、公開した意匠ロのみについて新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続を行えば、出願A及び出願Bについて、意匠イ及び意匠ロの公開を理由とする意匠法第3条に規定する新規性要件違反による拒絶を回避することができる。
- 2 甲は、開発した新製品について特許出願Aをし、その3月後に、当該新製品の販売により意匠を公開した。販売後、甲は、特許出願Aを意匠登録出願Bに出願変更した。出願Aが出願Bに適法に出願変更された場合、出願Bについて新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続を行わなければ、出願Bについて、甲自らの販売を理由とする意匠法第3条に規定する新規性要件違反による拒絶を回避することができない。
- 3 甲は、「マスク」の意匠イを創作し、インターネット上で公開した。その3月後、乙は、独自に創作した意匠イに類似する「マスク」の意匠ロを公開した。その後、甲は、単独で、意匠イの公開から1年以内に、意匠イに係る意匠登録出願をした。このとき、甲は、意匠イ及び意匠ロについての新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる。なお、この設問において、意匠登録を受ける権利の承継はないものとする。
- 4 甲は、意匠イを創作し、インターネット上で公開した。その3月後、甲は、その意匠イについて、日本国を指定締約国の一つとした、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願をした。その国際出願は、国際公表後に、日本国特許庁に国際意匠登録出願として係属している。甲は、その国際意匠登録出願について、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨の書面を、国際公表後、経済産業省令で定める期間内に日本国の特許庁長官に提出することができる。
- 5 甲は、X国において意匠イに係る新製品を販売して、その意匠を公開した後、X国において意匠イに係る意匠登録出願をし、その出願についてX国における新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた。その後、甲が、X国への意匠登録出願を基礎とするパリ条約による優先権を主張して日本国の特許庁に意匠登録出願をした場合、その出願は、日本国で新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続をしなくても、当該優先権の主張により、当該新製品の販売によっては新規性が喪失していないものとして取り扱われる。

【意匠 2】 正解 4**1 × 意 3 条 1 項各号、意 4 条 2 項**

出願 A に係る意匠イ及び出願 B に係る意匠ロは、出願前の公開により公知意匠となっており、両意匠は新規性を喪失している（意 3 条 1 項各号）。甲は、出願 A をするに際し、意匠イについて新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続を行っているため、出願 A は、意匠イの公開の事実により拒絶されることはない（意 3 条 1 項 1 号・2 号、意 4 条 2 項）。しかし、出願 A をするに際し、意匠ロについて新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続を行っていないため、出願 A に係る意匠イが公知意匠ロに類似する意匠であるとして、出願 A は、意匠ロの公開を理由に拒絶される（意 3 条 1 項 3 号、意 17 条 1 号）。同様に、出願 B については、意匠ロについてしか新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続が行われていないため、出願 B は、意匠イの公開を理由に拒絶される（意 3 条 1 項 3 号、意 17 条 1 号）。意匠イ及び意匠ロは本意匠と関連意匠の関係にあるが、上記結論は変わらない（意匠審査基準第Ⅲ部第 3 章 5.2.3 参照）。よって、本枝は誤り。

2 × 意 13 条 6 項で準用する意 10 条の 2 第 2 項本文

特許出願 A から変更された意匠登録出願 B は、適法に出願変更されたものであるため、もとの出願 A の時にしたものみなされる（意 13 条 6 項で準用する意 10 条の 2 第 2 項本文）。したがって、出願 B について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続が行われなくとも、出願 B が、新製品の販売を理由とする新規性要件によって拒絶されることはない。よって、本枝は誤り。

3 × 意 4 条 1 項・2 項

意匠登録出願をする者は、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公知になった意匠（意 4 条 1 項）又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知になった意匠（意 4 条 2 項）について、新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる。意匠イは、意匠登録を受ける権利を有する者である甲の行為に起因して公知になった意匠であるのに対し（意 4 条 2 項）、意匠ロは、第三者である乙が独自に創作した意匠であり、甲は、意匠ロについて意匠登録を受ける権利を有さず、また、題意より意匠ロについての意匠登録を受ける権利の承継も受けていないため、意匠ロについて新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることはできない。よって、本枝は誤り。

4 ○ 意 60 条の 7

意 4 条 2 項の規定の適用を受けようとする国際意匠登録出願の出願人である甲は、その旨を記載した書面及び公知意匠に該当するに至った意匠イが意 4 条 2 項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を、意 4 条 3 項の規定にかかわらず、国際公表があった日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる（意 60 条の 7）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

5 × パリ 4 条 B

パリ条約による優先権の効果は、「同盟国の一国への最初の出願の日から他の同盟国への優先権の主張を伴う後の出願の日までの期間内」にされた他の出願又は公知の事実等によって、後の出願が不利な取扱いを受けない、というものである（パリ 4 条 B、意匠審査基準第Ⅶ部 3 参照）。したがって、第一国出願（本枝では、X 国における出願）よりも前の公開事実についてはパリ条約による優先権の効果が及ばないので、日本国で新規性の喪失の例外の規

定の適用を受けるための手続がされなければ、当該新製品の販売によって出願意匠イは新規性が喪失しているものとして取り扱われる。よって、本枝は誤り。

【意匠】 3

意匠法第3条又は意匠法第3条の2（意匠登録の要件）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、設問で記載した以外の拒絶理由は考慮しないものとする。また、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 生産設備を持たない**甲**社は、「スマートフォン」の新製品を設計し、**乙**社に同「スマートフォン」の試作品製作を依頼した。この際、同「スマートフォン」の意匠**イ**を**乙**社の多数の従業員に開示することとなったが、その開示前に**甲**社と**乙**社との間で同「スマートフォン」の意匠に関する秘密保持契約が締結されていた。その後、**甲**社が意匠**イ**について意匠登録出願**A**をした場合、出願**A**は、**乙**社の多数の従業員に意匠**イ**が開示されたことを理由に意匠法第3条第1項第1号の「公然知られた意匠」に該当するとして拒絶される。
- 2 **甲**は、「テーブル」の意匠**イ**について意匠登録出願**A**をした。しかし、出願**A**の出願日前に出願され、出願**A**の出願日後に意匠公報に掲載された、**乙**の意匠登録出願**B**に係る「一組の家具セット」の意匠**ロ**が存在し、その意匠**ロ**の構成物品である「テーブル」の意匠と意匠**イ**は類似している。この場合、出願**A**は、出願**B**を理由として意匠法第3条の2の規定によって拒絶されることはない。
- 3 **甲**及び**乙**は、特定の「消毒液散布機」に使用する、使い捨ての「消毒液タンク」の意匠**イ**について意匠登録出願**A**の共同出願をした。一方、**甲**は、出願**A**の出願日前に「消毒液散布機」の意匠**ロ**について意匠登録出願**B**をし、出願**A**の出願日後に意匠登録され、意匠公報が発行された。当該公報には意匠**ロ**の一部として意匠**イ**が開示されていた。出願**A**と出願**B**が、同じ創作者**丙**から正当に意匠登録を受ける権利を承継した者による出願であった場合、創作者同一であるから、出願**A**は、出願**B**を理由として意匠法第3条の2の規定によって拒絶されることはない。
- 4 **甲**は、「自転車」の意匠**イ**について意匠登録出願**A**をした。しかし、出願**A**の出願日前に出願され、出願**A**の出願日後に意匠公報に掲載された、意匠**イ**の一部であるサドル部分と類似する「自転車用サドル」の意匠**ロ**について**乙**の意匠登録出願**B**が存在した。出願**B**には自転車用サドルのみが記載されていた。この場合、出願**A**は、出願**B**を理由として意匠法第3条の2の規定によって拒絶される。
- 5 **甲**は、「腕時計」のベルトの部分について意匠登録を受けようとする意匠**イ**について意匠登録出願**A**をした。しかし、出願**A**の出願日前に出願された、**乙**の意匠登録出願**B**に係る「腕時計」の意匠**ロ**が存在し、その「腕時計」の意匠の一部であるベルトの部分と意匠**イ**のベルトの部分は類似している。この場合、**乙**の出願**B**を知った**甲**は、**乙**と交渉し、出願**B**についての意匠登録をすべき旨の査定の前までに出願**A**及び出願**B**を**甲**及び**乙**の共同出願とする手続をすれば、出願**A**は、出願**B**を理由として意匠法第3条の2の規定によって拒絶されない。

【意匠 3】 正解 5**1 × 意 3 条 1 項 1 号**

出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠については意匠登録を受けることができないところ（意 3 条 1 項 1 号）、「公然知られた」とは、不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られたことをいう（意匠審査基準第Ⅲ部第 2 章第 3 節 2.3 参照）。守秘義務を負う者から秘密でないものとして他の者に知られた場合は、「公然知られた」状態にあたるが、本枝のように秘密保持契約が締結されている場合には、たとえ乙社の多数の従業員に意匠イが開示されたとしても、意匠イは、意 3 条 1 項 1 号の「公然知られた意匠」に該当しない。よって、本枝は誤り。

2 × 意 3 条の 2 本文

後願の出願後に意匠公報に掲載された先願の意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠については意匠登録を受けることができない（意 3 条の 2 本文）。後願の意匠である「テーブル」の意匠イは、先願の意匠である「一組の家具セット」の意匠ロの構成物品である「テーブル」の意匠と類似しているため、出願 A は、出願 B を理由として意 3 条の 2 の規定によって拒絶されうる（意 3 条の 2 本文、意 17 条 1 号）。よって、本枝は誤り。

3 × 意 3 条の 2

後願の出願後に意匠公報に掲載された先願の意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠については意匠登録を受けることができないが（意 3 条の 2 本文）、当該後願の意匠に係る出願であっても、先願の意匠公報の発行の日前までに同一の者がしたものについては拒絶されない（意 3 条の 2 ただし書）。意 3 条の 2 には、先願と後願の出願人が同一の者である場合に後願が意 3 条の 2 の規定によって拒絶されない旨規定されているが、先願意匠と後願意匠の創作者が同一である場合に意 3 条の 2 の規定によって拒絶されない旨は規定されていない。したがって、出願 A は、出願 B を理由として意 3 条の 2 の規定によって拒絶されうる（意 3 条の 2 本文、意 17 条 1 号）。よって、本枝は誤り。

4 × 意 3 条の 2 本文

後願の出願後に意匠公報に掲載された先願の意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠については意匠登録を受けることができない（意 3 条の 2 本文）。本枝のように、後願 A の「自転車」の意匠イの一部であるサドル部分と類似する「自転車用サドル」の意匠ロについての先願 B が存在していたとしても、意匠イは先願の意匠ロの一部と同一又は類似の意匠ではないため、出願 A は、出願 B を理由として意 3 条の 2 の規定によって拒絶されない。よって、本枝は誤り。

5 ○ 意 3 条の 2 ただし書

後願の出願後に意匠公報に掲載された先願の意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠については意匠登録を受けることができないが（意 3 条の 2 本文）、当該後願の意匠に係る出願であっても、先願の意匠公報の発行の日前までに同一の者がしたものについては拒絶されない（意 3 条の 2 ただし書）。意 3 条の 2 ただし書に規定する出願人同一の判断は、査定の謄本又は拒絶理由通知書の送達時における両出願の出願人の記載に基づいて行われる（意匠審査基準第Ⅲ部第 4 章 8.1 参照）。したがって、先願である出願 B についての意匠登録をすべき旨の査定の前までに、出願 A 及び出願 B を甲及び乙の共同出願とする手続がなされれば、後願の出願 A の査定の謄本時において出願 A 及び出願 B の出願人は同一であると解されるため、出

願Aは、出願Bを理由として意3条の2の規定によって拒絶されない。よって、本枝は正しい。

【意匠】 4

意匠登録出願の願書又は願書に添付する図面等に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 本の「しおり」の意匠登録出願をするにあたり、図面又は図面に代えて写真若しくはひな形を提出する以外の方法はない。
- (ロ) 意匠法第6条第3項の規定によれば、需要者が意匠に係る建築物の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る建築物の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。
- (ハ) 機器の操作の用に供される画像のデザインを制作しているところ、制作したデザイン全体としては、各種入力操作に応じて画像がイからロ、ハの順に変化するものであるが、その中でイの画像のみについて意匠登録を受けようとする場合には、願書にはその変化の前後にわたる画像についての説明を記載しなくてもよい。
- (ニ) 長靴の靴底部分について意匠登録を受けようと考えている。図面を作成する際、意匠登録を受けようとする靴底部分を実線で描いたうえで、長靴の靴底部分であることがわかるように、靴底部分以外の長靴全体を破線で描いた図面を作成した。この図面を用いて意匠登録出願をする際、願書の意匠に係る物品の欄は、靴底部分の意匠の権利化を考えているのであるから「長靴用靴底部分」と記載しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

【意匠 4】 正解 3**(イ) × 意 6 条 1 項・2 項、意 施 規 5 条 1 項各号**

意匠登録を受けようとする者は、所定事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した「図面」を添付して特許庁長官に提出しなければならない（意 6 条 1 項）。経済産業省令で定める場合は、意 6 条 1 項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした「写真」、「ひな形」又は「見本」を提出することができる。「ひな形」又は「見本」を提出する場合、「ひな形」又は「見本」がこわれにくいもの等でなければならないところ（意 施 規 5 条 1 項各号）、本の「しおり」は、意 施 規 5 条 1 項各号に該当すれば「見本」の提出が可能である。よって、本枝は誤り。

(ロ) × 意 6 条 3 項

意 6 条 1 項 3 号の意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物の用途の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によっては「その意匠の属する分野における通常の知識を有する者」がその意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを願書に記載しなければならない（意 6 条 3 項）。これに対し、本枝では、いわゆる「当業者」ではなく、「需要者」とされている。よって、本枝は誤り。

(ハ) ○ 意 6 条 4 項

意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像がその物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する場合において、「その変化の前後にわたるその物品の形状等、建築物の形状等又は画像について意匠登録を受けようとするとき」は、その旨及びその物品、建築物又は画像の当該機能の説明を願書に記載しなければならない（意 6 条 4 項）。したがって、本枝のように画像がイからロ、ハの順に変化するものであったとしても、その中でイの画像のみについて意匠登録を受けようとする場合には、願書にはその変化の前後にわたる画像についての説明を記載しなくてもよい。よって、本枝は正しい。

(ニ) × 意 6 条 1 項 3 号、意 匠 審 査 基 準 第 Ⅲ 部 第 1 章 2.1

意匠登録出願の願書には「意匠に係る物品」を記載しなければならない（意 6 条 1 項 3 号）。意匠法の対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいうところ、①原則として動産でないもの、②固体以外のもの、③粉状物及び粒状物の集合しているもの、及び④物品の一部であるものは、物品と認められない（意 匠 審 査 基 準 第 Ⅲ 部 第 1 章 2.1 参照）。本枝の「長靴用靴底部分」は、上記④物品の一部であり、そのみで通常取引状態において独立の製品として取引されるものではないことから物品と認められため、願書の意匠に係る物品の欄に「長靴用靴底部分」と記載することは認められない。したがって、長靴の靴底部分について意匠登録を受けようとする場合、願書の意匠に係る物品の欄には、「長靴」と記載すべきである。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、(イ)、(ロ)、(ニ) の 3 つであるから、正解は 3。

【意匠】 5

意匠登録出願の補正及び補正の却下の決定に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 図面について補正をしたところ、審査官により補正の却下の決定がされた。そこで、出願人は、補正却下決定不服審判を請求した。審判においてこの図面における補正が要旨を変更するものであるか否かの審理を行っているところであるため、審理結果が通知されるまでは、さらに図面の補正を行うことはできない。
- (ロ) パリ条約第4条D（1）の規定により優先権を主張して、意匠**イ**について意匠登録出願**A**をした。ところが、提出した優先権証明書の図面には、意匠**イ**とは意匠の要旨が異なる意匠**ロ**が記載されていたため、出願**A**の図面の記載を意匠**イ**から意匠**ロ**に変更する補正をしたが、これは優先権証明書に記載の意匠に合わせただけであるため、この補正が却下されることはない。
- (ハ) 意匠登録出願人がした補正に対して、審査官は、補正の却下の決定をしようとする場合、出願人に意見書を提出する機会を与えなければならない。
- (ニ) 願書に添付した図面についてした補正が要旨を変更するものと意匠権の設定登録があった後に認められた場合、補正が要旨を変更するものであったという理由のみでその意匠登録が審判によって無効にされる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

【意匠5】正解 5**（イ）× 条文上そのような規定はない（参考：意17条の2第4項）**

意匠登録出願をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる（意60条の24）。補正却下決定不服審判が請求された場合であっても、出願は審査に係属した状態であるため、図面等の補正は認められる。また、補正却下決定不服審判が請求された場合に、審理結果が通知されるまでは、図面等の補正を行うことはできないとする規定も存在しない。よって、本枝は誤り。なお、意17条の2第4項には、審査官は、意匠登録出願人が意17条の2第1項の規定による却下の決定に対し補正却下決定不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない旨規定されているが、本規定は審査が中止されることを規定しているのみで、出願が審査に係属していることは変わらない。

（ロ）× 意17条の2第1項、意匠審査基準第Ⅵ部第2章4

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等からその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正は、意匠の要旨を変更するものと判断され（意匠審査基準第Ⅵ部第2章4参照）、このような要旨変更補正は却下される（意17条の2第1項）。したがって、本枝の意匠イから意匠ロに変更する補正は、意匠の要旨を変更するものである。また、優先権証明書 の図面に記載された意匠に変更する場合には要旨変更とはならない旨の例外規定もない。当該補正は却下されうる（意17条の2第1項）。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 条文上そのような規定はない（参考：意17条の2第1項・2項）

願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもってその補正を却下しなければならない（意17条の2第1項）。意17条の2第1項の規定による却下の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない（意17条の2第2項）。しかし、「意匠登録出願人がした補正に対して、審査官は、補正の却下の決定をしようとする場合、出願人に意見書を提出する機会を与えなければならない」旨の規定は存在しない。よって、本枝は誤り。

（二）× 条文上そのような規定はない（参考：意48条1項各号、意9条の2）

意匠登録の無効理由は意48条1項各号に限定列举されているところ、本枝の理由は無効理由として列举されていない。よって、本枝は誤り。なお、意9条の2には、願書の記載（意6条1項1号及び2号に掲げる事項並びに同条2項の規定により記載した事項を除く。）又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があった後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす旨規定されているため、出願日が手続補正書を提出した日に繰り下がることにより、新規性又は進歩性違反等の理由で意匠登録が無効にされる場合は想定されうる。

したがって、正しいものは存在しないから、正解は5。

【意匠】 6

甲は、意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠権の設定登録がされた。その後、甲は意匠イに類似する意匠ロについて、出願Aの意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願Bをした。

上記を前提として、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、設問で記載した以外の出願は考慮しないものとする。また、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 甲が、意匠登録出願Aの意匠権を、意匠登録出願Bの出願後であって意匠登録をすべき旨の査定を受ける前に放棄した場合、出願Bに係る意匠ロは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録される場合はない。
- 2 意匠登録出願Aの出願後であって、意匠登録出願Bの出願前に、他人乙が、意匠ハに係る意匠登録出願Cをした。意匠ハは、意匠ロと類似するが、意匠イとは非類似である。この場合、出願Bは、出願Cを理由に拒絶されない。なお、出願Cは拒絶理由がなく意匠権の設定登録がされるものとする。
- 3 意匠登録出願Aの出願後であって、意匠登録出願Bの出願前に、甲が意匠ハに係る物品を製造・販売し、意匠ハは公知となった。意匠ハが意匠ロと類似する場合、出願Bは新規性の喪失の例外の規定の適用を受けなくても、意匠ロは意匠登録される場合がある。
- 4 意匠登録出願Aの出願後であって、意匠登録出願Bの出願前に、甲の意匠ハに係る意匠登録出願Cがあった。意匠ハの一部と意匠ロが類似し、意匠ハと意匠イは非類似で、意匠ハと意匠ロも非類似である。出願Cは、秘密意匠についてのものであり、意匠権の設定登録がされ、出願Cについての意匠法第20条第3項に規定される公報（ただし、第4号に掲げる事項の掲載を除く。）が発行された。その後、出願Bが出願され、さらに後日、出願Cについて、同法第20条第3項第4号に掲げる事項が掲載される公報が発行された。この場合、出願Bは、出願Cを理由として同法第3条の2の規定で拒絶されることはない。なお、出願Bに他の拒絶理由はない。
- 5 意匠ロについて、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠権の設定登録がされた場合、当該関連意匠の意匠権は、意匠登録出願Aの出願日から25年を超えて存続しない。

【意匠 6】 正解 2**1 ○ 意10条1項ただし書**

本意匠に類似する関連意匠については、本意匠の出願日以後であって、当該出願日から10年を経過する日前に出願された場合に意匠登録を受けることができる（意10条1項本文）。しかし、この場合であっても、関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、本意匠の意匠権が放棄等されているときは、関連意匠について意匠登録を受けることはできない（意10条1項ただし書）。したがって、本枝では、本意匠イの意匠権が、関連意匠ロについての出願Bの登録査定を受ける前に放棄されているため、意匠ロは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録される場合はない。よって、本枝は正しい。

2 × 意9条1項・3項

本意匠の出願と関連意匠の出願との間においては意9条1項・2項の規定は適用されないが（意10条1項本文）、これらの出願と第三者の出願との間においては意9条1項・2項の規定が適用される。意匠ロに類似する意匠ハに係る乙の出願Cは、意匠ロに係る甲の出願Bの出願前に出願されたものであり、題意より出願Cについては先願の地位が認められる（意9条3項本文）。したがって、出願Bは、出願Cを理由に意9条1項の規定により拒絶される（意17条1号）。よって、本枝は誤り。

3 ○ 意10条2項

意10条2項には、関連意匠についての意3条1項及び2項の適用については、公知となっている本意匠と同一又は類似のものは、意3条1項1号又は2号に該当するに至らなかったものとみなす旨規定されている。本規定は、関連意匠の出願時には本意匠が意匠公報発行や自己実施などにより公知となっていることが考えられるために設けられたものである（青本意10条）。したがって、公知となっている意匠ハが本意匠イと同一又は類似のものである場合、関連意匠ロについての意3条1項及び2項の適用については、意匠ハは意3条1項1号又は2号に該当するに至らなかったものとみなされるため、出願Bは新規性の喪失の例外の規定の適用を受けなくても、意匠ロは意匠登録される場合がある。よって、本枝は正しい。

4 ○ 意10条3項

意10条3項において、出願した関連意匠が秘密意匠として意匠登録を受けようとしている自己の先願意匠の一部と類似する場合に、関連意匠の出願が秘密解除時に発行される意匠公報の発行日前までにされれば意3条の2の適用が除外されるよう、意3条の2ただし書の読替が規定されている（青本 意10条）。関連意匠ロは自己の先願意匠ハの一部と類似しているが、関連意匠ロに係る出願Bは、出願Cについて意20条3項4号に掲げる事項が掲載される公報（秘密解除時に発行される意匠公報）の発行の日前までに出版されているため、出願Bは、出願Cを理由として意3条の2の規定で拒絶されることはない（意10条3項）。よって、本枝は正しい。

5 ○ 意21条2項

関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から25年をもって終了する（意21条2項）。したがって、関連意匠ロの意匠権は、本意匠イについての出願Aの出願日から25年を超えて存続することはない。よって、本枝は正しい。

【意匠】 7

意匠法における、先願及び分割出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、設問で記載した以外の出願は考慮しないものとする。また、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 甲の意匠イに係る意匠登録出願Aと、乙の意匠ロに係る意匠登録出願Bとが同日にされた。意匠イと意匠ロとは類似しないが、意匠イに類似する意匠が、意匠ロにも類似する場合、甲と乙が意匠法第9条第4項の規定に基づく協議指令を受ける場合はない。
- 2 甲の意匠イに係る意匠登録出願Aと、乙の意匠ロに係る意匠登録出願Bとが同日の出願であって、意匠法第9条第2項に規定する協議が成立せず、出願A、B共に拒絶をすべき旨の査定が確定した。その後、甲が意匠イに類似する意匠ハに係る意匠登録出願Cをした場合、意匠ハについて意匠登録を受けることができる。
- 3 意匠登録出願において、「使用状態を示す参考図」に複数の意匠が記載されていた。この場合、「使用状態を示す参考図」のみに記載された意匠を、意匠法第10条の2に規定する意匠登録出願の分割によって、新たな意匠登録出願とすることはできない。
- 4 甲は、意匠イについて、令和3年（2021年）6月1日に、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく日本国を指定締約国とする国際出願Aをし、その後、甲が国際出願Aの不備を補い、意匠イは、同年6月7日を国際登録の日として国際登録され、同年12月7日に国際公表された。乙は、同年6月3日に、意匠ロについて意匠登録出願Bをした。意匠イと意匠ロが類似する場合、意匠ロに係る出願Bは、意匠イに係る国際出願Aに基づく国際意匠登録出願を理由として拒絶されない。
- 5 甲は、飲食用ナイフ、飲食用フォーク及び飲食用スプーンからなる「一組の飲食用具セット」に係る組物の意匠イについて意匠登録出願Aをした。次に、乙は、「飲食用フォーク」の意匠ロについて意匠登録出願Bをした。その後、出願Aについて、意匠イが組物全体として統一がない旨の拒絶理由の通知がされたので、甲は、組物の意匠イの構成物品である「飲食用フォーク」の意匠ハについて意匠法第10条の2に規定する新たな意匠登録出願Cを適法に行った。意匠ロと意匠ハが類似する場合、出願Cは、出願Bを理由として拒絶されない。

【意匠 7】 正解 2**1 ○ 意 9 条 2 項・4 項**

同一又は類似の意匠について同日に 2 以上の意匠登録出願があった場合、意匠登録出願人に協議が指令される（意 9 条 2 項・4 項）。ここで、後願意匠に類似する意匠が先願登録意匠に類似する意匠と類似する場合は登録され得る（青本 意 23 条、高田忠著「意匠」参照）。本枝の場合、意匠イに類似する意匠と意匠ロとが類似しているが、意匠イと意匠ロとは類似していないため、甲と乙が意 9 条 4 項の規定に基づく協議指令を受ける場合はない。よって、本枝は正しい。

2 × 意 9 条 3 項ただし書

同日に出願された同一又は類似する意匠について、意 9 条 2 項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願は、意 9 条 1 項の規定の適用について先願の意匠登録出願と取り扱われる（意 9 条 3 項ただし書、意匠審査基準第Ⅲ部第 5 章 2.2 参照）。したがって、出願 A には先願の地位が認められるところ（意 9 条 3 項ただし書）、出願 A に係る意匠イと出願 C に係る意匠ハとが類似し、出願 C は出願 A の後願であるため、出願 C は出願 A を理由として意 9 条 1 項の規定によって拒絶される（17 条 1 号）。したがって、甲は意匠ハについて意匠登録を受けることができない。よって、本枝は誤り。

3 ○ 知財高裁平成18年8月24日「ピアノ補助ペダル事件」

意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、2 以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を 1 又は 2 以上の新たな意匠登録出願とすることができる（意 10 条の 2 第 1 項）。この点、知財高裁平成 18 年 8 月 24 日「ピアノ補助ペダル事件」において、『意 10 条の 2 第 1 項にいう「2 以上の意匠」の「意匠」とは「意匠登録を受けようとする意匠」の意味であるとして、もとの出願の参考図中に現された意匠を意匠登録を受けようとする意匠とする分割出願について、同規定による原出願からの出願の分割は認められない』旨判示されている。したがって、「使用状態を示す参考図」のみに記載された意匠は、意匠登録を受けようとする意匠ではないため、意 10 条の 2 に規定する意匠登録出願の分割によって、新たな意匠登録出願とすることはできない。よって、本枝は正しい。

4 ○ 意 60 条の 6 第 1 項・3 項かつこ書

国際意匠登録出願は、日本国を指定締約国とする国際出願であって、その国際出願に係る国際登録について国際公表がされたもので、経済産業省令で定めるところにより、国際登録の日にされた意匠登録出願とみなされたものである（意 60 条の 6 第 1 項・3 項かつこ書）。本枝の国際意匠登録出願は、国際登録の日である令和 3 年 6 月 7 日にされた意匠登録出願とみなされたものである。そのため、同年 6 月 3 日にされた出願 B は、当該国際意匠登録出願の先願である。したがって、出願 B は、意匠イに係る国際出願 A に基づく国際意匠登録出願を理由として拒絶されない。よって、本枝は正しい。

5 ○ 意 10 条の 2 第 2 項本文

適法になされた分割出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされる（意 10 条の 2 第 2 項本文）。そして、組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意 8 条に規定する要件を満たさない場合、その意匠は全体として一意匠と認められないものであることから、構成物品ごとに分割出願することが認められる（意匠審査基準第Ⅳ部第 3 章 7.2 参照）。

本枝の出願Aについては、組物全体として統一がない旨の拒絶理由が通知されているため、出願Aは意8条に規定する要件を満たさないものである。そのため、出願Aに係る組物の意匠イの構成物品である「飲食用フォーク」の意匠ハについての分割出願Cは適法なものであり、出願Cは、もとの出願Aの時にしたものとみなされる（意10条の2第2項本文）。したがって、出願Cは出願Bよりも先にされた出願と扱われるため、出願Bに係る意匠ロと出願Cに係る意匠ハが類似する場合であっても、出願Cは、出願Bを理由として拒絶されない。よって、本枝は正しい。

【意匠】 8

意匠権の実施権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 甲は、意匠イを基礎意匠とする関連意匠ロについて意匠権の設定登録を受けた。甲が、意匠ロの意匠権について乙に対して通常実施権を許諾するためには、同時に意匠イについても乙に対して通常実施権を許諾しなければならない。
- 2 甲は、意匠イについて意匠登録出願をした。甲は、意匠イについて取得すべき意匠権について、乙に仮専用実施権を設定することができる。
- 3 甲は、自ら創作した意匠イについて意匠登録出願をしたが、取り下げた。乙は、その後、意匠イと類似する意匠ロを創作し、意匠登録出願をし、意匠権の設定登録を受けた。甲が、乙の意匠ロの意匠権の設定登録の際現に日本国内において意匠イの実施である事業の準備をしていた場合、甲は、乙の意匠権について先出願による通常実施権を有する。
- 4 甲は、意匠イについて意匠登録出願をし、その後、補正をして、補正後の意匠イ'について意匠権の設定登録を受けた。乙は、意匠イ'を知らないで意匠イ'と類似する意匠ロを自ら創作し、意匠イの出願の際は、意匠ロの実施である事業の準備はしていなかったが、甲が手続補正書を提出した際現に日本国内において、当該事業の準備をしていた。甲のした補正が要旨を変更するものと認められる場合、乙は、甲の意匠権について先使用による通常実施権を有しない。
- 5 甲は、意匠イについて意匠権を有し、乙は、意匠ロについて意匠権を有している。意匠イの出願日は意匠ロの出願日より前である。甲の意匠イについての意匠権が消滅したが、乙の意匠ロについて意匠権が存続している場合、甲は、乙の許諾を得なくても、意匠イと意匠ロの双方に類似する意匠ハを業として実施することができる場合がある。

〔意匠 8〕 正解 5**1 × 条文上そのような規定はない（参考：意27条1項ただし書、意28条1項）**

意27条1項ただし書において、基礎意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、基礎意匠及び全ての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる旨規定されている。そのため、専用実施権を設定する際には、基礎意匠及び全ての関連意匠の意匠権について、同時に設定しなければならない。これに対し、意28条1項では、意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる旨が規定されているのみで、本項において、意27条1項ただし書に相当する規定は存在しない。よって、本枝は誤り。

2 × 条文上そのような規定はない（参考：意5条の2）

意匠法において仮通常実施権の規定は存在するが（意5条の2）、仮専用実施権の規定は存在しない。また、仮専用実施権について規定する特34条の2を準用する旨の規定も意匠法には存在しない。したがって、甲は、意匠イについて取得すべき意匠権について、乙に仮専用実施権を設定することはできない。よって、本枝は誤り。

3 × 意29条の2第2号

先出願による通常実施権が認められるためには、「後願の意匠権者がした出願の日前に自らした出願について、その出願に係る意匠が意3条1項各号の一に該当し、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したこと」の要件を満たす必要がある（意29条の2第2号）。本枝の甲は、自らした意匠イに係る出願を取り下げているため、意29条の2第2号に規定する要件を満たさない。したがって、甲は、乙の意匠権について先出願による通常実施権を有しない。よって、本枝は誤り。

4 × 意29条かつこ書、意9条の2

先使用による通常実施権は、原則、当該意匠権に係る「出願の際」現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業の準備をしている者に対して認められる（意29条）。しかし、当該意匠権に係る出願が、意匠権の設定の登録があった後に要旨を変更する補正があったと認められるものである場合（意9条の2）、「もとの出願の際又は手続補正書を提出した際」現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業の準備をしている者に対して、先使用による通常実施権が認められる（意29条かつこ書）。乙は、意匠イ'を知らないで意匠イ'と類似する意匠ロを自ら創作した者であり、甲が手続補正書を提出した際現に日本国内において、意匠ロの実施である事業の準備をしていたため、乙は、甲の意匠権について先使用による通常実施権を有する（意29条）。よって、本枝は誤り。

5 ○ 意31条1項

意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する（意31条1項）。先願である意匠イについての意匠権が意匠ロについての意匠権よりも先に存続期間満了により消滅し、甲の意匠権のうち登録意匠イに類似する意匠ハに係る部分が乙の意匠登録出願に係る意匠権と抵触するものである場合には、原意匠権者である甲は、原意匠権の範囲内において、意匠ロについての意匠権について通常実施権を有する。したがって、

当該通常実施権が認められる場合には、甲は、自己の意匠権が消滅した後においても、乙の許諾を得ずに、原意匠権の範囲内にある意匠ハを業として実施することができる。よって、本枝は正しい。

【意匠】 9

意匠法に規定する判定制度及び鑑定制度に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 判定制度における審理対象は、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲であることから、例えば先使用権の成否など、意匠権侵害訴訟における抗弁に該当する事実の存否は判定制度の審理対象にはならない。
- 2 意匠法第 25 条に基づく特許庁の判定は、特許庁における一種の公式見解の表明であって、法律的な拘束力を有するものでない。
- 3 判定制度における審理方法は原則として書面審理によるが、審判長は、当事者の申立てにより又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。
- 4 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定の囑託があったときは、3 名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。
- 5 意匠法第 25 条に基づく特許庁の判定結果に対しては不服申立てが可能である。

〔意匠 9〕 正解 5**1 ○ 意25条1項**

登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる（意25条1項）。判定の請求は審理対象の意匠が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属するか否かに限られるため、先使用権の成否など、意匠権侵害訴訟における抗弁に該当する事実の存否は判定制度の審理対象にはならない（審判便覧58-03参照）。よって、本枝は正しい。

2 ○ 審判便覧58-00

判定は特許発明の技術的範囲等についての特許庁の公的な見解の表明であって、鑑定的性質をもつにとどまり、それには、何らの法的拘束力はない（審判便覧58-00参照）。よって、本枝は正しい。

3 ○ 意25条3項で準用する特71条3項で読み替えて準用する特145条2項

意25条3項において特71条3項の規定が意25条1項の判定に準用されているところ、特71条3項では特145条2項が読替準用されている。すなわち、「判定の審理は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立により又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。」旨規定されている（意25条3項で準用する特71条3項で読み替えて準用する特145条2項）。よって、本枝は正しい。

4 ○ 意25条の2第1項

特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定の嘱託があったときは、3名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない（意25条の2第1項）。本枝は、条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

5 × 審判便覧58-03

判定は特許発明の技術的範囲等についての特許庁の公的な見解の表明であって、鑑定的性質をもつにとどまり、それには、何らの法的拘束力はなく、行政不服審査法における行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為にあたらぬ（審判便覧58-00参照）。そのため、判定結果に対して、行政不服審査法による不服の申立て及び行政事件訴訟法による地方裁判所への訴えの提起をすることはできない（審判便覧58-03参照）。したがって、意25条に基づく特許庁の判定結果に対しては不服申立てができない。よって、本枝は誤り。

【意匠】10

意匠法第 38 条各号に定める間接侵害に関し、次のうち、正しいものは、どれか。なお、問題文中の**甲**及び**乙**は登録意匠の意匠権者及び実施権者ではなく、かつ業として各行為を行っているものとする。

- 1 **甲**は、「カメラ」の登録意匠**イ**と類似の意匠**ロ**を組み立てるためだけに使用される専用組立てキットを製造し海外に輸出した。この時、**甲**の専用組立てキット製造行為のみならず、専用組立てキット輸出行為も、意匠法上の間接侵害に当たる。
- 2 **甲**は、「カメラ」の登録意匠**イ**と類似の意匠**ロ**に係る「カメラ」の美感の創出に不可欠な金型を製造している。このとき、**甲**が製造している金型は、「カメラ」を構成する部品ではなく、「カメラ」の製造に用いられる道具にすぎないため、**甲**の当該金型の製造行為が意匠法上の間接侵害に当たることではない。
- 3 **甲**は、「美容用ローラー」の登録意匠**イ**の専用品ではないが、意匠**イ**と類似の意匠**ロ**の美感の創出に不可欠な持ち手を製造している。この時、**甲**の持ち手の製造行為が意匠法上の間接侵害に該当するためには、意匠**ロ**が登録意匠**イ**に類似すること及び同持ち手が意匠**ロ**の実施に用いられることを知っている必要があり、**甲**が過失によりこれらの事実を知らなかった場合には、**甲**の製造行為は意匠法上の間接侵害に当たらない。
- 4 **甲**は、画像の登録意匠**イ**と類似する意匠**ロ**に係る画像を、電気通信回線を通じた提供のために保有している。この時、**甲**の当該保有行為は、未だ意匠**ロ**を第三者に提供する行為に至っていないため、意匠法上の間接侵害に当たらない。
- 5 **甲**は、建築物の登録意匠**イ**と類似する意匠**ロ**に係る建築物を建築した**乙**から、当該建築物を転売目的で譲り受けたが、現在も転売先が見つからず所有している。この時、**甲**の当該所有行為は、未だ第三者への転売には至っていないため、意匠法上の間接侵害に当たらない。

【意匠10】 正解 3**1 × 意38条1号イ**

登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物品等を業として製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす（意38条1号イ）。本枝の専用組立てキットは、登録意匠イと類似の意匠ロの製造にのみ用いる物品（専用品）であるところ、専用品の製造行為は間接侵害に当たるが、専用品の輸出行為は間接侵害に当たらない（意38条1号イ）。よって、本枝は誤り。

2 × 意38条2号イ

登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品等（日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。）であって、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として製造等をする行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす（意38条2号イ）。本枝の金型は、登録意匠イと類似の意匠ロに係る「カメラ」の専用品（38条1号）ではないが、その美感の創出に不可欠なものであるため、当該金型が日本国内において広く一般に流通しているものでなく、甲が、意匠ロが登録意匠イに類似する意匠であること及びその金型が意匠ロの実施に用いられることを知りながら、業として金型を製造している場合、甲の当該金型の製造行為は意匠法上の間接侵害に当たる（意38条2号イ）。よって、本枝は誤り。

3 ○ 意38条2号イ

登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品等（日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。）であって、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として製造等をする行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす（意38条2号イ）。本枝の持ち手は、「美容用ローラー」の登録意匠イの専用品（38条1号）ではないが、意匠イと類似の意匠ロの美感の創出に不可欠なものであるため、当該持ち手が日本国内において広く一般に流通しているものでなく、甲が、意匠ロが登録意匠イに類似する意匠であること及びその持ち手が意匠ロの実施に用いられることを知りながら、業として持ち手を製造している場合、甲の当該製造行為は意匠法上の間接侵害に当たる（意38条2号イ）。ここで、「知りながら」とは、特定の事実（「その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること」及び「その物品等がその意匠の実施に用いられること」）について実際に知っていたことを必要とし、それらの事実を知らなかった場合には、それがたとえ過失による場合であっても該当しない（青本 特101条）。したがって、甲が過失によりこれらの事実を知らなかった場合には、甲の製造行為は意匠法上の間接侵害に当たらない。よって、本枝は正しい。

4 × 意38条9号

登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像を業としての電気通信回線を通じた提供のために保有する行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす（意38条9号）。甲は、意匠ロに係る画像を電気通信回線を通じた提供のために保有しているため、甲の当該保有行為は、未だ意匠ロを第三者に提供する行為に至っていなかったとしても、意匠法上の間接侵害に当たる（意38条9号）。よって、本枝は誤り。

5 × 意38条6号

登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所有する行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす（意 38 条 6 号）。甲は、意匠ロに係る建築物を転売目的で（譲渡のために）所有しているため、甲の当該所有行為は、未だ第三者への転売には至っていないとしても、意匠法上の間接侵害に当たる（意 38 条 6 号）。よって、本枝は誤り。

【商標】 1

商標の保護対象等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 店舗の外観については、立体商標として登録することができるが、店舗の内装については、立体商標として登録することができる場合はない。
- (ロ) 指定商品との関係で識別力を有しない立体的形状と識別力を有する文字からなる平面標章との結合により構成される商標は、立体商標として登録することができる場合がある。
- (ハ) 商標法第2条第1項には、「この法律で『商標』とは、人の知覚によつて認識することができるもの」と規定されているので、嗅覚で認識できる独創的な「におい」について、商標として登録することができる場合がある。
- (ニ) 「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の役務（小売等役務）に類似するものの範囲には、その小売等役務において販売される商品と類似する商品が含まれる場合はない。
- (ホ) 自己の製造した商品を販売する製造小売業者が使用する商標であっても、小売等役務に係る商標として商標登録することができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔商標 1〕 正解 2**(イ) × 商 2 条 1 項 柱 書**

立体商標は商標の保護対象であるところ（商 2 条 1 項 柱書）、店舗の外観だけでなく店舗の内装についても、立体商標として登録することができる（商標審査基準 商 3 条 1 項 柱書参照）。よって、本枝は誤り。

(ロ) ○ 商 2 条 1 項 柱 書

「立体的形状」が商標の構成要素として認められているところ（商 2 条 1 項 柱書）、立体商標は、立体的形状又は立体的形状と平面標章との結合により構成されるものをいう（青本 商 2 条）。また、識別力を有しない立体的形状と識別力を有する文字・図形等との結合からなる商標について、商標全体として識別力を有する場合は、立体商標として商標登録されることもあり得る（青本 商 3 条）。したがって、本枝の「指定商品との関係で識別力を有しない立体的形状と識別力を有する文字からなる平面標章との結合により構成される商標」は、登録要件を満たす場合には、立体商標として登録することができる。よって、本枝は正しい。

(ハ) × 条文上そのような規定はない

平成26年の一部改正では、我が国企業に限らず各国での権利取得事例が相当程度ある商標（例えば、「におい」の商標）については、我が国における将来的な保護ニーズの高まりに迅速に対応し保護対象に追加することができるよう、商標の定義について、人の知覚によって認識することができるものであることを明示するとともに、政令に委任することとされた（青本 商 2 条参照）。したがって、商 2 条 1 項 柱書において「人の知覚によって認識することができるもの」とされているのは、将来的に「におい」の商標等の保護ニーズが高まった際に迅速に保護対象に追加することができるようにしたためであり、現行法において「におい」を商標として登録することはできない。よって、本枝は誤り。

(ニ) × 商 2 条 6 項

商 2 条 6 項には、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする旨規定されている。したがって、小売等役務に類似するものの範囲には、その小売等役務において販売される商品だけでなく当該商品と類似する商品も含まれる場合がある。よって、本枝は誤り。

(ホ) ○ 商 2 条 2 項

商 2 条 2 項において、商標法上の役務に小売等役務が含まれることが規定されているところ、本規定により、小売業者や卸売業者が使用する商標は、商品商標に加え、役務商標としての保護もできることとされている（青本 商 2 条）。したがって、自己の製造した商品を販売する製造小売業者が使用する商標であっても、小売等役務に係る商標として商標登録することができる場合がある。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、(ロ)、(ホ) の 2 つであるから、正解は 2。

【商標】 2

商標法第2条に規定する商標及び標章の使用に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 移動販売車によって飲食物を販売及び提供する飲食店が、その移動販売車に取り付けた記録媒体に飲食店名をサウンドロゴとして記録し、飲食物の販売及び提供に際して当該サウンドロゴを発する行為は、音の標章の使用に該当する。
- (ロ) 自動車修理業者が、修理後の顧客の自動車に自己の標章を付する行為は、自動車の修理についての標章の使用に該当する。
- (ハ) スーパーマーケットが、顧客の利用に供するショッピングカートに、自己の標章を付する行為は、「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の役務（小売等役務）についての標章の使用に該当する。
- (ニ) 出版社が、電子出版物に自己の標章を付して、電気通信回線を通じて需要者に送信しダウンロードさせる行為は、商品「電子出版物」についての標章の使用に該当する。
- (ホ) 石けん製造業者が、文字からなる平面商標を石けんに刻印して付する行為は、その部分に僅かな凹凸ができるので、当該平面商標の使用に該当しない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔商標 2〕 正解 1**(イ) ○ 商 2 条 3 項 4 号・4 項 2 号、商 2 条 3 項 9 号**

音の標章については、役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（商 2 条 4 項 2 号においては、「役務の提供の用に供する物」となっているが、商 2 条 3 項 5 号 かっこ書により、これには「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物」が含まれる。）に記録媒体が取り付けられている場合において、当該記録媒体に標章を記録したものをを用いて役務を提供する行為が、標章の使用に該当する（商 2 条 3 項 4 号・4 項 2 号）。また、音の標章にあつては、役務の提供のために音の標章を発する行為も、標章の使用に該当する（商 2 条 3 項 9 号）。そうすると、移動販売車に取り付けた記録媒体に飲食店名をサウンドロゴとして記録し、当該記録媒体を用いて飲食物を販売及び提供する行為（商 2 条 3 項 4 号・4 項 2 号）、及び飲食物の販売及び提供に際して当該サウンドロゴを発する行為（商 2 条 3 項 9 号）は、音の標章の使用に該当する。よって、本枝は正しい。

(ロ) ○ 商 2 条 3 項 6 号

役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為は、標章の使用に該当する（商 2 条 3 項 6 号）。本枝の顧客の自動車は、自動車の修理という役務の提供に当たりその提供を受ける者（顧客）の当該役務の提供に係る物（自動車）にあたり、顧客の自動車に自動車修理業者が自己の標章を付する行為は、自動車の修理についての標章の使用に該当する。よって、本枝は正しい。

(ハ) ○ 商 2 条 3 項 3 号

役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付する行為は、標章の使用に該当する（商 2 条 3 項 3 号）。スーパーマーケットがショッピングカートに付す商標は、商品の出所を表示するのではなく、小売業者等により提供されるサービス活動の出所を表示するものと考えられる（平成18年法律改正解説書p. 76-77参照）。したがって、スーパーマーケットが、ショッピングカート（役務の提供に当たりその提供を受ける者（顧客）の利用に供する物）に、自己の標章を付する行為は、小売等役務についての標章の使用に該当する。よって、本枝は正しい。

(ニ) ○ 商 2 条 3 項 2 号

商品に標章を付したものを電気通信回線を通じて提供する行為は、標章の使用に該当する（商 2 条 3 項 2 号）。また、ダウンロード可能な電子出版物は商標法上の商品と取り扱われている（青本 商 2 条）。そうすると、出版社が、電子出版物に自己の標章を付して、電気通信回線を通じて需要者に送信しダウンロードさせる行為は、商品「電子出版物」についての標章の使用に該当する。よって、本枝は正しい。

(ホ) × 商 2 条 3 項 1 号

商品に標章を付する行為は、標章の使用に該当する（商 2 条 3 項 1 号）。平面商標を実際に商品に表示するときには多少の凸凹ができることもあるが、社会通念上許容することができる範囲のものについては平面商標として取り扱うのが妥当であると考えられている（青本 商 2 条）。したがって、石けん製造業者が、文字からなる平面商標を石けんに刻印して付する行為は、その部分に僅かな凹凸ができるとしても、当該平面商標の使用に該当する。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、(ホ) の 1 つであるから、正解は 1。

【商標】 3

商標法第4条第1項に規定する商標の不登録事由に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) パリ条約の同盟国又は商標法条約の締約国のいずれでもない国の紋章その他の記章であっても、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標は、そのことを理由として商標登録を受けることができない場合がある。
- (ロ) その商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、原則として、当該商品について、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標に該当するが、当該商品以外の商品については、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標に該当する場合はない。
- (ハ) 商標登録出願に係る商標が、他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であって、その商品について使用をするものである場合、当該商標は登録を受けることができない旨が規定されているが、当該規定に該当するか否かの判断基準時は、行政処分時である査定時又は審決時のほか、商標登録出願時となる場合がある。
- (ニ) 「〇〇」の文字からなる商標に係る商標登録出願について、「〇〇株式会社」という名称の他人が存在する場合、その他人の名称のうち「〇〇」の部分が著名でなければ、商標登録を受けるために、その他人の承諾を得る必要はない。
- (ホ) 外国でその政府又はその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標は、その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除いて、商標登録を受けることができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔商標3〕 正解 4**(イ) ○ 商4条1項2号**

パリ条約の同盟国、「世界貿易機関の加盟国」又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標については、商標登録を受けることができない（商4条1項2号）。したがって、パリ条約の同盟国又は商標法条約の締約国のいずれでもない国が「世界貿易機関の加盟国」である場合、当該国の紋章その他の記章であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標は、そのことを理由として商標登録を受けることができない。よって、本枝は正しい。

(ロ) × 商4条1項16号

その商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標（例えば、商品「野菜」について、商標「TOKYO」）は、当該商品（東京産の野菜）について、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標に該当し（商3条1項3号）、当該商品以外の商品（東京産以外の野菜）については、商品の品質誤認を生ずるおそれがある商標に該当しうる（商4条1項16号）。よって、本枝は誤り。

(ハ) ○ 商4条1項10号・3項

他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものについては、商標登録を受けることができない（商4条1項10号）。そして、商4条1項10号が適用されるには、出願時において同号の規定に該当し、かつ、査定時又は審決時においても該当することを要する（商4条3項、商標審査基準 商4条3項参照）。よって、本枝は正しい。

(ニ) ○ 商4条1項8号

他人の名称又はその著名な略称を含む商標については、その他人の承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができない（商4条1項8号）。そして、法人の「名称」から、株式会社、一般社団法人等の法人の種類を除いた場合には、「略称」に該当する（商標審査基準 商4条1項8号参照）。したがって、「〇〇」の文字からなる商標については、「〇〇株式会社」という名称の他人が存在する場合であっても、株式会社を除いた「〇〇」の「略称」部分が著名でなければ、その他人の承諾を得ることなく、商標登録を受けることができる。よって、本枝は正しい。

(ホ) ○ 商4条1項9号

外国でその政府等又はその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標については、その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除き、商標登録を受けることができない（商4条1項9号）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、(イ)、(ハ)、(ニ)、(ホ) の4つであるから、正解は4。

【商標】 4

商標権の侵害及び侵害訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 防護標章登録に基づく権利に関しては、権原なき第三者が、商標登録に係る指定商品とは類似しないものの、防護標章登録に係る指定商品と類似する商品について登録防護標章を使用する行為は、商標権を侵害するものとみなされる。
- 2 防護標章登録に基づく権利に関しては、権原なき第三者が、当該防護標章登録に係る指定商品であって、その商品の包装に登録防護標章を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のために所持する行為は、商標権を侵害するものとみなされるが、当該行為はいわゆる予備的行為なので、当該第三者は、その侵害の行為について過失があったものと推定されることはない。
- 3 商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は、許諾を受けない限り、商標権を侵害するが、そのような商品の輸入であっても、当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものである場合には、常に、いわゆる真正商品の並行輸入となり商標権侵害が成立することはない。
- 4 地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員は、当該商標権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対して、当該地域団体商標に係る商標権に基づき差止請求権を行使することができる。
- 5 裁判所は、商標権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、立証されるべき事実の有無を判断するため、相手方が所持する書類について、査証人に対し、査証を命ずることができる場合はない。

〔商標 4〕 正解 5**1 × 商67条各号**

指定商品又は指定役務についての登録防護標章の使用は、当該商標権を侵害するものとみなす（商67条1号）。これに対し、防護標章登録に係る指定商品と類似する商品についての登録防護標章の使用は、商67条1号に規定する使用に該当しない。また、当該商品は、商標登録に係る指定商品とも類似しないものであるため、当該使用行為は、商37条1号に規定する使用（いわゆる禁止権の範囲での使用）にも該当しない。その他、本枝の使用行為が、商標権を侵害するものとみなす規定は存在しない（67条2号～7号等）。よって、本枝は誤り。

2 × 商67条2号、商39条で準用する特103条

防護標章登録に係る指定商品であって、その商品の包装に登録防護標章を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のために所持する行為は、当該商標権を侵害するものとみなす（商67条2号）。したがって、本枝の前段は条文に則した内容である。そして、他人の商標権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定される（商39条で準用する特103条）。これに対し、本枝では、当該第三者は、その侵害の行為について過失があったものと推定されることはない、としている。よって、本枝は誤り。

3 × 商2条1項2号、商25条、最高裁平成15年2月27日「フレッドペリー事件」

商品に標章を付したものを輸入する行為は、標章の使用に該当するため（商2条1項2号）、商標権者の許諾を受けないで、商標権者以外の者が、本枝の輸入行為をすることは、商標権を侵害する（商25条）。そして、最高裁平成15年2月27日判決では、『そのような商品の輸入であっても、(1)当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、(2)当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、(3)我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当である。』旨判示されている（最高裁平成15年2月27日「フレッドペリー事件」）。すなわち、いわゆる真正商品の並行輸入として商標権侵害が成立しないためには、上記(1)～(3)の要件のすべてを満たさなければならないところ、本枝では、(1)及び(2)の要件さえ満たせば、常に、商標権侵害が成立することはない、としている。よって、本枝は誤り。

4 × 商36条1項

差止請求権を行使することができる主体は、商標権者又は専用使用権者である（商36条1項）。地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員は、指定商品又は指定役務について地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有するのみであり（商31条の2第1項）、商標権者又は専用使用権者ではないため、差止請求権を行使することはできない。よって、本枝は誤り。

5 ○ 条文上そのような規定はない（参考：商39条）

商39条では特許法の権利侵害に関する規定が準用されているが、査証に関する規定（特105条の2～105条の2の10）は準用されていない。よって、本枝は正しい。

【商標】 5

商標権に係る使用权等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権を目的として質権を設定したときは、質権者は、当該指定商品又は指定役務について当該登録商標の使用をすることができる場合はない。
- 2 商標登録出願の日前の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その原特許権者は、原特許権の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をする権利を有し、当該商標権者は、当該原特許権者から相当の対価を受ける権利を有する。
- 3 無効にした商標登録に係る商標権が再審により回復した場合において、無効審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品について当該登録商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。
- 4 更新登録の申請がされず、商標権が存続期間の満了の時にさかのぼって消滅したものとみなされたものの、その申請をできなかったことについて正当な理由があったため、一定期間内に更新登録の申請がされ商標権が回復した場合において、更新登録の申請をすることができる期間の経過後商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前に、善意に日本国内において当該指定商品について当該登録商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。
- 5 同一又は類似の指定商品について使用をする同一又は類似の商標についての二以上の商標登録のうち、その一を無効にした場合における原商標権者は、無効審判の請求の登録前に当該商標登録が無効理由に該当することを知らないで日本国内において指定商品について当該登録商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、原商標権者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有するが、当該商標権者は、原商標権者から相当の対価を受ける権利を有することはない。

〔商標5〕 正解 3**1 × 商34条1項**

商標権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該指定商品又は指定役務について当該登録商標の使用をすることができない（商34条1項）。したがって、契約で別段の定めをした場合には、質権者は、当該指定商品又は指定役務について当該登録商標の使用をすることができる。よって、本枝は誤り。

2 × 商33条の2第1項

商標登録出願の日前又はこれと同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その原特許権者は、原特許権の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。ただし、その使用が不正競争の目的でされない場合に限る（商33条の2第1項）。本規定には、「当該商標権者は、商標の使用をする権利を有する者から相当の対価を受ける権利を有する」旨を定める商33条2項の規定は準用されていないため、当該商標権者は、当該原特許権者から相当の対価を受ける権利を有しない。よって、本枝は誤り。

3 ○ 商60条1項

無効にした商標登録に係る商標権が再審により回復した場合において、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品について当該登録商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する（商60条1項）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

4 × 条文上そのような規定はない（参考：商22条）

商22条には、商21条2項の規定により回復した商標権の効力の制限の規定が設けられている。しかし、商標権の回復に関連して、商60条に規定するようないわゆる「中用権」の規定は設けられていない。これは、再審の場合に比較して周知性の獲得に要する期間が極めて短期間であること（最長でも6月に限定）や商標権の回復の蓋然性について第三者の予測可能な範囲内であること等によるものである（青本 商22条参照）。よって、本枝は誤り。

5 × 商33条2項

同一又は類似の指定商品について使用をする同一又は類似の商標についての二以上の商標登録のうち、その一を無効にした場合における原商標権者は、無効審判の請求の登録前に当該商標登録が商46条1項各号のいずれか（無効理由）に該当することを知らないで日本国内において指定商品について当該登録商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する（商33条1項1号）。そして、当該商標権者は、商33条1項の規定により商標の使用をする権利を有する者（本枝の場合、原商標権者）から相当の対価を受ける権利を有する（商33条2項）。したがって、本枝の前段は条文に則した内容であるが、後段の「当該商標権者は、原商標権者から相当の対価を受ける権利を有することはない」とする部分が誤っている。よって、本枝は誤り。

【商標】 6

商標登録出願等の手続に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩（地色）と同一の色彩である部分は、商標登録出願人が、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩（地色）と同一の色彩を付すべき旨を表示しない限り、商標の一部でないものとみなされる。
- (ロ) 商標登録出願人は、2 以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を 1 又は 2 以上の新たな商標登録出願とすることができるが、その新たな商標登録出願は常にもとの商標登録出願の時にしたものとみなされるわけではない。
- (ハ) 商標登録出願人は、通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願に変更することができるが、その場合は、商標法第 7 条第 1 項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなくてもよい場合がある。
- (ニ) 防護標章登録出願又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属している場合又は審決に対する訴えが裁判所に係属している場合であれば、いつでもその補正をすることができる。
- (ホ) 審査官による補正の却下の決定がされた場合、当該決定を受けた商標登録出願人が、商標法第 17 条の 2 第 1 項において準用する意匠法第 17 条の 3 第 1 項の規定による新たな商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

- 1 1 つ
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5 つ

〔商標6〕 正解 2**(イ) ○ 商5条6項**

商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示しない限り、その商標の一部でないものとみなす（商5条6項）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

(ロ) ○ 商10条1項

商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合であって、かつ、当該商標登録出願について所定の手数料（出願手数料）を納付している場合に限り、2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願とすることができるところ（商10条1項）、適法な分割出願の手続きが行われた場合、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなされる（商10条2項本文）。適法な分割とされるためには、もとの商標登録出願（親出願）について出願手数料が納付されていることが要件とされており、当該要件を満たさない分割出願については、出願日遡及の効果が発生しない。よって、本枝は正しい。

(ハ) × 商7条3項、商11条3項・6項で準用する商10条3項

商標登録出願人は、通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願に変更することができる（商11条3項）。したがって、本枝の前段は条文に則した内容である。そして、団体商標の商標登録を受けようとする者は、商標登録出願人が商7条1項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない（商7条3項）。出願の変更があった場合、もとの出願について提出された書面又は書類のうち所定の書面については、変更後の出願について提出擬制が働くところ（商11条6項で準用する商10条3項）、商7条3項の規定により提出しなければならない証明書は提出擬制が働く書面又は書類に含まれていない。したがって、本枝の場合において、当該証明書を特許庁長官に提出しなくてもよい場合はない。よって、本枝は誤り。

(ニ) × 商68条の40第1項

防護標章登録出願又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる（商68条の40第1項）。これに対し、本枝では、「審決に対する訴えが裁判所に係属している場合」においても補正をすることができる、としている。よって、本枝は誤り。

(ホ) ○ 商17条の2第1項で準用する意17条の3第1項

審査官による補正の却下の決定がされた場合、当該決定を受けた商標登録出願人は、当該却下の決定の謄本の送達があった日から3月以内にその補正後の商標について新たな商標登録出願をすることができ、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされる（商17条の2第1項で準用する意17条の3第1項）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

したがって、誤っているものは、(ハ)、(ニ)の2つであるから、正解は2。

【商標】 7

商標権の設定の登録及び譲渡等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 特許庁長官は、商標掲載公報の発行の日から2月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、当該書類又は物件のうち、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件であって、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。
- 2 特許印紙又は現金をもって既に納付された登録料は、過誤納の登録料に限り、納付した者の請求により返還される。
- 3 コーポレートカラー（企業イメージを象徴する色）を表す色彩のみからなる商標に係る商標権について設定された専用使用権は、商標権者の承諾がなくても、事実上商標権者の支配下にあると認められる者に対して、譲渡することができる。
- 4 地域団体商標に係る商標権は、その商標権について商標法第32条の2の先使用権を有する者に対してのみ、譲渡することができる。
- 5 登録料が分割して納付された場合における後期分割登録料は、商標権の存続期間の満了前5年までに納付しなければならないが、その期間経過後6月以内に後期分割登録料及び割増登録料を追納するためには、納付すべき者が当該期間内に納付できなかったことについて、その責めに帰することができない理由を要する。

【商標 7】 正解 1**1 ○ 商18条4項**

特許庁長官は、商標掲載公報の発行の日から2月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない（商18条4項）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

2 × 商42条1項

既納の登録料は、「過誤納の登録料（商42条1項1号）」、又は「商標権の存続期間の満了前5年までに取消決定又は無効審決が確定した場合に限って後期分割登録料（商42条1項2号）」に限り、納付した者の請求により返還される（商42条1項）。本規定に関連して、特許印紙又は現金をもって納付された登録料は、「過誤納の登録料（商42条1項1号）」に限り返還される、とする規定は存在しないため、特許印紙又は現金をもって納付された登録料であっても、「商標権の存続期間の満了前5年までに取消決定又は無効審決が確定した場合に限って後期分割登録料（商42条1項2号）」も、納付した者の請求により返還される（商42条1項）。よって、本枝は誤り。

3 × 商30条3項

専用使用権は、商標権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる（商30条3項）。したがって、相続その他の一般承継による移転の場合を除き、専用使用権の移転には商標権者の承諾が必要である。よって、本枝は誤り。

4 × 商24条の2第4項

地域団体商標に係る商標権は、譲渡することができない（商24条の2第4項）。したがって、地域団体商標に係る商標権について商32条の2の先使用権を有する者に対してであっても、当該商標権を譲渡することはできない。よって、本枝は誤り。

5 × 商41条の2第1項・5項、商43条3項

後期分割登録料は、商標権の存続期間の満了前5年までに納付しなければならない（商41条の2第1項）。したがって、本枝の前段は条文に則した内容である。そして、後期分割登録料を納付すべき期間内に後期分割登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後6月以内に後期分割登録料を追納することができる（商41条の2第5項）。また、この場合においては、後期分割登録料のほか、後期分割登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない（商43条3項）。したがって、商標権の存続期間の満了前5年までの期間経過後6月以内であれば、正当理由又は不責事由がなくとも、後期分割登録料及び割増登録料を追納することができる。これに対し、本枝では、「納付すべき者が当該期間内に納付できなかったことについて、その責めに帰することができない理由を要する」としている。よって、本枝は誤り。

【商標】 8

商標の判定及び登録異議の申立てに関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 登録商標がその指定商品の品質表示又は内容表示に該当するか否かについて、特許庁に対し、判定を求めることができる場合はない。
- 2 登録異議の申立ての審理において、審判官は、登録異議の申立てがされた指定商品について、登録異議申立人が申し立てない理由については審理することができない。
- 3 登録異議の申立ての審理において、審判長は、登録異議申立書の副本を商標権者に送付すると共に、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 4 登録異議の申立てについての審理は、書面審理によるものとし、口頭審理によるものとするのではない。
- 5 登録異議の申立てにおいて、6つの商品を指定商品とする商標登録に対し、当該指定商品のうち4つの商品のみについて登録異議の申立てをすることができ、かつ、当該申立てに係る指定商品のうち3つの商品についてのみ、その商標登録を取り消すべき旨の決定がされる場合がある。

〔商標 8〕 正解 5**1 × 商28条1項**

商標権の効力については、特許庁に対し、判定を求めることができる（商28条1項）。ここでいう商標権の効力の範囲について疑義のある場合とは、例えば、登録商標と同一又は類似の商標の範囲、登録商標が品質・内容表示等に該当するか否かについて疑義のある場合をいい、このような場合に判定を求めることができる（青本 商28条）。したがって、登録商標がその指定商品の品質表示又は内容表示に該当するか否かについて、特許庁に対し、判定を求めることができるのに対し、本枝では「できる場合はない」としている。よって、本枝は誤り。

2 × 商43条の9第1項

登録異議の申立てについての審理においては、商標権者、登録異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる（商43条の9第1項）。商43条の9第2項では、登録異議の申立てがされていない指定商品又は指定役務については、審理することができない旨規定されているが、登録異議の申立てがされた指定商品についてであれば、審判官は、登録異議申立人が申し立てない理由についても審理することができる（商43条の9第1項）。よって、本枝は誤り。

3 × 商43条の4第4項

商43条の4第4項には、審判長は、登録異議申立書の副本を商標権者に送付しなければならない旨が規定されているが、「相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない」旨は規定されていない。審判長が登録異議申立書の副本を商標権者に送付するのは、登録異議の申立てがあったこと及びその内容を商標権者に知らせるためである（青本 商43条の4）。よって、本枝は誤り。なお、取消理由が通知されたときには、商標権者に意見書提出の機会が与えられる（商43条の12）。

4 × 商43条の6第1項

登録異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長は、商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとすることができる（商43条の6第1項）。したがって、登録異議の申立てについての審理は、原則、書面審理により行われるが、口頭審理により行われる場合もある。よって、本枝は誤り。

5 ○ 商43条の3第3項、商69条

商 43 条の2柱書には、2以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる旨が規定されている。したがって、本枝の前段は正しい。そして、取消決定が確定したときは、その商標権は、初めから存在しなかったものとみなされるところ（商 43 条の3第3項）、指定商品又は指定役務が2以上の商標権についての商 43 条の3第3項の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標権があるものとみなされるため、登録異議の申立てがされた指定商品のうち一部の商品について取消決定がされ、その他の商品については維持決定がされる場合がある（商 69 条、審判便覧 66-06 参照）。したがって、本枝の後段も正しい。よって、本枝は正しい。

【商標】 9

商標の審判に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 登録商標が他人の肖像又は他人の氏名を含む商標であることを理由とする商標登録の無効の審判は、不正の目的で商標登録を受けた場合であっても、商標権の設定の登録の日から5年を経過した後は、請求することができない。
- 2 商標法第52条の2第1項の審判（商標権移転による不正使用の商標登録の取消しの審判）において商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合、商標権者であった者は、当該審決が確定した日から5年を経過した後であれば、他の拒絶理由に該当しない限り、取り消された商標登録に係る指定商品について、その登録商標に類似する商標についての商標登録を受けることができる。
- 3 商標登録について、その全ての指定商品を対象とする商標法第50条第1項の審判（不使用による商標登録の取消しの審判）が請求され、更に商標登録の無効の審判が請求された場合において、当該無効審判の審決がされる前に全ての指定商品についての登録を取り消す旨の審決が確定しても、当該無効審判の請求が取り下げられない限り、当該無効審判の審理は続行される。
- 4 商標法第50条第1項の審判（不使用による商標登録の取消しの審判）において、被請求人が取消しの請求に係る指定商品に類似する商品についての登録商標の使用を証明しても、その指定商品に係る商標登録の取消しを免れることはできない。
- 5 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があった場合において、その請求と同時にその請求に係る商標登録出願の願書に記載された指定商品又は指定役務について補正があったときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

〔商標 9〕 正解 5**1 ○ 商47条1項**

商47条1項には、商標登録の無効の審判の請求に対する除斥期間が規定されており、無効理由のうち所定の理由によっては、商標権の設定の登録の日から5年を経過した後は、無効審判を請求することができない。登録商標が他人の肖像又は他人の氏名を含む商標であることを理由とする無効審判は、商4条1項8号違反を理由とする審判請求であるところ（46条1項1号）、商4条1項8号違反の無効理由は除斥期間の適用がある（商47条1項）。当該無効理由について、不正の目的等で商標登録を受けた場合に除斥期間の適用がない、とする規定は存在しないため、本枝は商47条1項に則した内容である。よって、本枝は正しい。

2 ○ 商52条の2第2項で準用する商51条2項

商52条の2第1項の審判において商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合、商標権者であった者は、当該審決が確定した日から5年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品等について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない（商52条の2第2項で準用する商51条2項）。したがって、商52条の2第1項の審判の取消審決が確定した日から5年を経過した後であれば、他の拒絶理由に該当しない限り、商標権者であった者は、取り消された商標登録に係る指定商品について、その登録商標に類似する商標についての商標登録を受けることができる。よって、本枝は正しい。

3 ○ 商46条の2、商54条2項

商50条1項の審判により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求の登録の日に消滅したものとみなされる（商54条2項）。他方、商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、初めから存在しなかったものとみなされる（商46条の2第1項本文）。ただし、後発的無効理由（商46条1項5号～7号）により無効審決が確定したときは、無効理由に該当するに至った時（商46条の2第1項ただし書）、又は、無効理由に該当するに至った時を特定できないときは無効審判請求登録日（商46条の2第2項）から商標権は存在しなかったものとみなされる。したがって、全ての指定商品についての取消審決が確定した場合であっても、商標権は、不使用取消審判請求登録日に消滅したものとみなされるのみで（商54条2項）、不使用取消審判請求登録日より前においては商標権が有効に存在していたものと扱われるため、無効審判で権利の有効性を争う対象が残ることとなる。したがって、本枝の場合、当該無効審判の請求が取り下げられない限り、当該無効審判の審理は続行される。よって、本枝は正しい。

4 ○ 商50条2項

商50条1項の審判の請求があった場合においては、その審判の請求の登録前3年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る「指定商品又は指定役務のいずれか」についての登録商標の使用をしていることを被請求人が証明しない限り、商標権者は、その指定商品又は指定役務に係る商標登録の取消しを免れない（商50条2項）。したがって、審判請求に係る「指定商品に類似する商品」についての登録商標の使用を証明しても、その指定商品に係る商標登録の取消しを免れることはできない。よって、本枝は正しい。

5 × 条文上そのような規定はない

商標法には、特許法において規定されている前置審査に関する規定（特 162 条）に相当する条文は存在せず、また、特許法の前置審査に関する規定を準用する旨の条文も存在しない。また、商標登録出願についての補正が認められるのは、出願が審査等に係属している場合であり（商 68 条の 40 第 1 項）、拒絶査定不服審判の請求と同時に補正ができるとする規定も商標法には存在しない（なお、出願が審判に係属していれば願書等の補正が認められるため、拒絶査定不服審判の請求の直後に願書等の補正を行うことはできる）。よって、本枝は誤り。

【商標】 10

マドリッド協定の議定書に基づく特例等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際登録に基づく商標権については、その商標登録が商標法第3条の規定に違反してされたときは、その商標登録についての無効審判は、その国際登録の日から5年を経過することにより、請求することができなくなる。
- 2 国際商標登録出願については、事件が審査に係属している場合には、いつでも、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。
- 3 国際登録の日から5年の期間を満了する前に基礎登録の無効を求める申立ての手続が開始され、当該5年の期間の満了後に当該基礎登録が確定的な決定により無効とされた場合、国際登録は基礎登録から独立した標章登録を構成する。
- 4 マドリッド協定の議定書第6条（4）に規定するいわゆる「セントラルアタック」により、国際登録が取り消された後の商標登録出願については、当該商標登録出願の出願人が、当該国際登録の名義人であった者と同一人ではない場合は、当該出願人に拒絶の理由が通知される。
- 5 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、商標法第7条第3項に規定する書面を提出すれば、団体商標に係る商標権として移転することができ、また、通常の商標権としても移転することができる。

〔商標10〕 正解 4**1 × 商47条1項、商68条の19第1項で読み替えて準用する商18条2項**

無効審判に係る除斥期間は、商標権の設定の登録の日から5年であり、商3条違反の無効理由には当該除斥期間の適用がある（商47条1項）。そして、国際商標登録出願については、商68条の30第1項2号に掲げる額の個別手数料（登録料）の納付があったことを国際登録簿に記録した旨の通報が国際事務局からあったときに、商標権の設定の登録がされる（商68条の19第1項で読み替えて準用する商18条2項）。したがって、国際登録に基づく商標権については、当該商標権の設定の登録の日から5年を経過した後は、商3条違反を理由とする無効審判を請求することができない。これに対し、本枝では、「その国際登録の日から5年」を経過することにより、請求することができなくなる、としている。よって、本枝は誤り。

2 × 商68条の28第1項

国際商標登録出願については、商15条の2又は商15条の3の規定による通知を受けた後は、事件が審査等に係属している場合に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる（商68条の28第1項）。また、商68条の28第2項には、国際商標登録出願については、商標の詳細な説明とみなされた事項を除き、商68条の40の規定は、適用しない旨規定されている。したがって、願書に記載した指定商品又は指定役務についての補正は、商15条の2又は商15条の3の規定による通知（拒絶理由通知）を受けた後であって事件が審査等に係属している場合に限り認められるため、審査に係属している場合にいつでも認められるわけではない。よって、本枝は誤り。

3 × マドプロ6条(3)・(4)

マドプロ6条(3)には、いわゆるセントラルアタックが規定されているところ、国際登録の日から5年の期間が満了する前に基礎登録が無効により消滅した場合のみならず、当該5年の期間の満了前に無効を求める申立ての手續が開始され、当該5年の期間の満了後に基礎登録が確定的な決定により無効とされた場合においても、セントラルアタックの規定が適用される（マドプロ6条(3)）。したがって、本枝の場合、基礎登録が無効により消滅したことに伴い、無効消滅した範囲について国際登録は取り消される（マドプロ6条(4)）。これに対し、本枝では、「国際登録は基礎登録から独立した標章登録を構成する」としている。よって、本枝は誤り。

4 ○ 商68条の32第1項、商68条の34第1項で読み替えて準用する商15条

いわゆるセントラルアタックにより国際登録が取り消されたとき、当該国際登録の名義人であった者は、当該国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる（商68条の32第1項）。当該商標登録出願については、商68条の32第1項違反が拒絶理由とされているため、当該商標登録出願の出願人が、当該国際登録の名義人であった者と同一人ではない場合は、当該出願人に拒絶の理由が通知される（商68条の34第1項で読み替えて準用する商15条）。よって、本枝は正しい。

5 × 商68条の24

国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、商7条3項に規定する書面を提出する場合を除き、移転することができない（商68条の24第1項）。また、商68条の24第2項には、国際登録に基づく商標権については、商24条の3の規定は、適用しない旨規定されている。すなわち、国際登録に基づく商標権については、審査の結果団体商標として商標登録を受けた

ときは、団体商標としてしかその移転ができない（青本 商 68 条の 24）。これに対し、本枝では、「通常の商標権としても移転することができる」としている。よって、本枝は誤り。

【条約】 1

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 受理官庁が、国際出願として提出された明細書又は図面が誤って提出されたと認める場合、出願人に対して規則 4.18 (引用により含める旨の陳述) の規定に基づき国際出願の明細書に明示的に引用された非特許文献に完全に記載されている要素及び部分を明細書又は図面に含める書面を、所定の期間内に、受理官庁に提出することを求める。
- (ロ) 先の国際出願についての優先権の主張が国際出願に記載されていない場合には、出願人は、優先期間の満了の日から 4 月以内に優先権の主張を追加する書面を提出すれば優先権を回復できる。
- (ハ) いずれかの公表された出願又はいずれかの特許は、その公表の日が調査の対象となっている国際出願の国際出願日と同じ日又はその後であるがその出願の日（該当する場合には、その主張する優先日）が当該国際出願日前であるものである場合において、当該国際出願日前に公表されたとしたならば特許協力条約の国際調査に関する規定の適用上関連のある先行技術を構成したであろうとされるものであるときは、国際調査報告において特別に指摘される。
- (ニ) 出願人が適正な条件に従って請求した場合において、国際調査機関の調査よりも先の調査が他の国際調査機関によって行われたとき又は国際調査機関として行動する官庁以外の官庁によって行われたときは、当該国際調査機関は、国際調査を行うに当たり当該先の調査の結果を考慮することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔条約1〕 正解 2**(イ) × PCT規則20.5の2(a)**

受理官庁は、明細書、請求の範囲、若しくは図面の部分が誤って提出されたと認められる場合には、出願人の選択により、速やかに出願人に対して次のいずれか((i)(ii))のことを求める(PCT規則20.5の2(a))。そして、(i)は、「正しい要素又は部分を提出することにより、国際出願として提出されたものを補充すること」とある。明細書、請求の範囲、若しくは図面の部分が誤って提出されたと認められる場合の対応について、規定では、『出願人の選択により』『次のいずれか』としているのに対し、本枝では、『完全に記載されている要素および部分を明細書又は図面に含める書面を、所定の期間内に、受理官庁に提出することを求める。』と限定している。よって、本枝は誤り。

(ロ) × PCT規則26の2.3(c)

先の国際出願についての優先権の主張が当該国際出願に記載されていない場合には、当該出願人は、(e)に規定する期間内に、26の2.1(a)規定に基づく優先権の主張を追加する書面を提出することにより、優先権の回復をできる(PCT規則26の2.3(c))。そして、26の2.1(e)において、その期間は優先期間の満了の日から『2月』と規定している。これに対して本枝は、優先期間の満了の日から『4月』としている。よって、本枝は誤り。

(ハ) ○ PCT規則33.1(c)

いずれかの公表された出願又はいずれかの特許は、その公表の日が調査の対象となっている国際出願の国際出願日と同じ日又はその後であるがその出願の日（該当する場合には、その主張する優先日）が当該国際出願日前であるものである場合において、当該国際出願日前に公表されたとしたならば15条(2)の規定の適用上関連のある先行技術を構成したであろうとされるものであるときは、国際調査報告において特別に指摘する(PCT規則33.1(c))。そして、15条(2)の規定は国際調査に関する規定である。よって、本枝は正しい。

(ニ) ○ PCT規則41.1(ii)

出願人が、4.12の規定に基づき、国際調査機関に対し、先の調査の結果を考慮することを請求し、かつ、12の2.1の規定に従った場合において、当該先の調査が他の国際調査機関によって行われたとき又は国際調査機関として行動する官庁以外の官庁によって行われたときは、当該国際調査機関は、国際調査を行うに当たり当該先の調査の結果を考慮することができる(PCT規則44.1(ii))。よって、本枝は正しい。

したがって、誤っているものは、(イ)、(ロ)の2つなので、正解は2。

【条約】 2

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 指定官庁の国内法令は、出願人に対し、所定の翻訳文を提出すべき期間として、優先日から 30 月よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。
- (ロ) 国際調査は、国際特許協力同盟の総会によって選定された国際調査機関が行うものとし、国内官庁又は出願の対象である発明に関する先行技術についての資料調査報告を作成する任務を有する政府間機関を国際調査機関とすることができる。
- (ハ) 国際出願は、所定の指定官庁にするものとし、指定官庁は、特許協力条約及び規則の定めるところにより、国際出願を点検し及び処理する。
- (ニ) 特許協力条約の締約国の居住者は、パリ条約の締約国の国民でなくても、国際出願をすることができる。
- (ホ) 指定官庁は、同一又は類似の場合における国内出願について国内法令に定める範囲内で及び手続に従い国際出願の補充をする機会をあらかじめ出願人に与えることなく、特許協力条約及び規則に定める要件を満たしていないことを理由として国際出願を却下してはならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔条約2〕 正解 1**(イ) ○ PCT22条(1)・(3)**

出願人は、優先日から30月を経過する時まで各指定官庁に対し、国際出願の写し(20条の送達が既にされている場合を除く。)及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う(PCT22条(1))。また、国内法令は、(1)又は(2)に規定する行為をすべき期間として、(1)又は(2)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる(PCT22条(3))。よって、本枝は正しい。

(ロ) ○ PCT16条(1)・(3)(a)

国際調査は、国際調査機関が行うものとし、国内官庁又は出願の対象である発明に関する先行技術についての資料調査報告を作成する任務を有する政府間機関(例えば、国際特許協会)を国際調査機関とすることができる(PCT16条(1))。そして、国際調査機関は、総会が選定する(PCT16条3(a))。よって、本枝は正しい。

(ハ) × PCT10条

国際出願は、所定の受理官庁にするものとし、受理官庁は、この条約及び規則の定めるところにより、国際出願を点検し及び処理する(PCT10条)。本枝では受理官庁の部分が『指定官庁』となっている。よって、本枝は誤り。

(ニ) ○ PCT9条(1)

締約国の居住者及び国民は、国際出願をすることができる(PCT9条(1))。よって、本枝は正しい。

(ホ) ○ PCT26条

指定官庁は、同一又は類似の場合における国内出願について国内法令に定める範囲内及び手続に従い国際出願の補充をする機会をあらかじめ出願人に与えることなく、この条約及び規則に定める要件を満たしていないことを理由として国際出願を却下してはならない(PCT26条)。よって、本枝は正しい。

したがって、誤っているものは、(ハ)の1つなので、正解は1。

【条約】 3

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 国際予備審査機関が、国際出願について、明細書、請求の範囲若しくは図面が明瞭でないと認めた場合又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされていないと認めた場合に限り、当該国際予備審査機関は、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの（自明のものではないもの）又は産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかの問題を検討することなく、出願人に対しその旨の見解及びその根拠を通知する。
- (ロ) 国際予備審査機関は、国際出願の対象の全部又は一部がコンピューター・プログラムのうち当該国際予備審査機関が当該プログラムについて国際予備審査を行う態勢にある範囲外のものである場合には、当該国際出願の全部又は一部について国際予備審査を行うことを要しない。
- (ハ) 国際予備審査の対象である国際出願が、先の出願に基づく優先権の主張を伴い、国際出願日が当該優先期間の満了の日の後であるが、当該満了の日から2月の期間内である場合は、当該先の出願の日が、国際予備審査における新規性及び進歩性を有するか否かの判断の基準日となることがある。
- (ニ) 国際予備審査報告は、国際事務局により又はその責任において作成される所定の翻訳文、原語の附属書類とともに、国際事務局が各選択官庁に送達する。
- (ホ) 国際予備審査機関は、出願人の請求により、出願人に対し、補正書又は抗弁を提出する追加の機会を与えることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔条約3〕 正解 4**(イ) × PCT34条(4)(a)(ii)**

国際予備審査機関は、国際出願について次のいずれかの事由 ((i)(ii)) がある場合には、33 条(1)の問題を検討することなく、出願人に対しその旨の見解及びその根拠を通知する(PCT34 条(4)(a))。そして、34 条(4)(a)(ii)には、「当該国際予備審査機関が、明細書、請求の範囲若しくは図面が明瞭でないため又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされていないため、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性（自明のものではないこと）又は産業上の利用可能性について有意義な見解を示すことができないと認めたこと」とあり、33 条(1)の問題とは、「請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの（自明のものではないもの）及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうか」である(PCT33 条(1))。規定では、33 条(1)の問題を検討することなく出願人に対しその旨の見解及びその根拠を通知する場合の事由を『次のいずれかの事由』としているが、本枝では1つに限定している。よって、本枝は誤り。

(ロ) ○ PCT規則67.1(vi)

国際予備審査機関は、国際出願の対象の全部又は一部が次のいずれかである場合には、当該国際出願の全部又は一部について国際予備審査を行うことを要しない(PCT 規則 67.1)。そして、(vi)に「コンピューター・プログラムのうち国際予備審査機関が当該プログラムについて国際予備審査を行う態勢にある範囲外のもの」(PCT 規則 67.1(vi))とある。よって、本枝は正しい。

(ハ) ○ PCT規則64.1(b)(iii)

PCT 規則 64.1(a)において新規性及び進歩性の判断の規定(PCT33 条(2)及び(3))の適用上の先行技術が定義され、公衆が利用することができるようになされたことが基準日前に生じていることを条件としている。そして、その基準日は PCT 規則 64.1(b)に規定されており、(iii)に「当該国際予備審査の対象である国際出願が先の出願に基づく優先権の主張を伴い、国際出願日が当該優先期間の満了の日の後であるが、当該満了の日から2月の期間内である場合には、国際予備審査機関が、当該国際出願の国際出願日が当該満了の日の後であるという理由以外で当該優先権の主張を有効でないと判断した場合を除くほか、先の出願の日」(PCT 規則 64.1(b)(iii))とある。よって、本枝は正しい。

(ニ) ○ PCT36条(2)(b)・(3)(a)

国際予備審査報告の翻訳文は、国際事務局により又はその責任において作成される(PCT36 条 ((2)(b)))。そして、国際予備審査報告は、所定の翻訳文及び原語の附属書類とともに、国際事務局が各選択官庁に送達する(PCT36 条(3)(a))。よって、本枝は正しい。

(ホ) ○ PCT規則66.4(b)

国際予備審査機関は、出願人の請求により、出願人に対し、補正書又は抗弁を提出する1又は2以上の追加の機会を与えることができる(PCT規則66.4(b))。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)の4つなので、正解は4。

【条約】 4

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国内官庁又は政府間機関が、国際予備審査機関として選定されるためには、国際調査機関として選定されている必要はない。
- 2 国際予備審査機関は、発明の単一性の要件が満たされていないと認めた場合において、出願人の選択により請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを出願人に求めるときは、その求めには、必要な手数料の額、応答期限、国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由及び国際予備審査機関の見解によれば該当する要件が満たされることとなる減縮の少なくとも一の可能性を明示する。
- 3 国際予備審査の実施等に係る予備審査手数料は、国際予備審査機関が政府間機関である場合には、当該国際予備審査機関が定める通貨又は当該国際予備審査機関の所在する国の通貨で、当該国際予備審査機関に直接に支払わなければならない。
- 4 国際予備審査の請求をする出願人が複数である場合には、全ての出願人が、特許協力条約第2章の規定に拘束される締約国の居住者又は国民でなければ、国際予備審査の請求をすることができない。
- 5 特許協力条約第22条（指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払）に規定する期間の満了前に、国際予備審査の請求又は選択が取り下げられた場合、常に、国際出願が取り下げられたとみなされる。

〔条約4〕 正解 2**1 × PCT 規則 63.1(v)**

国際予備審査機関は、総会が選定する。国内官庁及び政府間機関は、最小限の要件を満たしている場合には、国際予備審査機関として選定されることができる(PCT32条(3)で準用するPCT16条(3)(a)、(c))。最小限の要件の1つは、国内官庁又は政府間機関は、国際調査機関として選定されていなければならないである(PCT規則63.1(v))。しかし、本枝では『選定されている必要はない。』としている。よって、本枝は誤り。

2 ○ PCT34条(3)(a)、PCT規則68.2

国際予備審査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し、その選択によりその要件を満たすように請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを求めることができる(PCT34条(3)(a))。その求めとは、PCT規則68.2(i)から(v)に規定されており、本枝の『必要な手数料の額』(同規則(iv)(v))、『応答期限』(同規則(iii))、『理由の明示』(同規則(ii))、『少なくとも一の可能性の明示』(同規則(i))はその規定すべてを網羅する。よって、本枝は正しい。

3 × PCT規則58.1(C)

予備審査手数料は、国際予備審査機関に直接に支払う。予備審査手数料は、国際予備審査機関が国内官庁である場合には当該国内官庁が定める通貨で、国際予備審査機関が政府間機関である場合には当該政府間機関の所在する国の通貨又はその国の通貨に自由に交換することができる通貨で支払う(PCT規則58.1(C))。しかし、本枝は、『又はその国の通貨に自由に交換することができる通貨』が抜けている。よって本枝は誤り。

4 × PCT 規則 54.2

国際予備審査の請求をする出願人又は、二人以上の出願人がある場合にはそのうちの少なくとも一人の出願人が、第2章の規定に拘束される締約国の居住者又は国民であり、かつ、第2章の規定に拘束される締約国の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁に国際出願した場合には、国際予備審査の請求をすることができる(PCT規則54.2)。規定では『少なくとも一人の出願人』が要件を具備していれば国際予備審査の請求をすることができるが、本枝は、『全ての出願人』が要件を具備していないと当該請求できないとしている。よって、本枝は誤り。

5 × PCT37条(4)(b)

国際予備審査の請求又は選択の取下げは、PCT22条に規定する当該期間の満了前に行われた場合には、国際出願の取下げとはみなさない。もっとも、締約国は、自国の国内官庁が当該期間内に国際出願の写し、所定の翻訳文及び国内手数料を受け取った場合にのみこの規定が適用されることを国内法令で定めることができる(PCT37条(4)(b))。しかし、本枝は『常に、国際出願が取り下げられたとみなされる』となっている。よって、本枝は誤り。

【条約】 5

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際調査に際し、国際調査機関がいかなる場合にも調査することが義務づけられている規則に定める資料（「最小限資料」）に、非特許文献は含まれない。
- 2 発明の単一性の要件を満たしていないとして国際調査機関より支払いを求められた追加手数料を出願人が支払わなかったために国際調査が行われなかった部分について、指定国の国内官庁は、当該指定国における効果に関する限り、常にこの部分は取り下げられたものとみなす。
- 3 国際調査報告が英語で作成されない場合、国際調査機関は英語の翻訳文を作成し、国際調査報告とともに、国際事務局及び出願人に各一通同一の日に送付する。
- 4 出願人は、特許協力条約第 19 条の規定に基づく補正をする場合には、最初に提出したすべての請求の範囲と差し替えるために、完全な一式の請求の範囲を含む差替え用紙を提出しなければならない。
- 5 補充国際調査を希望する出願人は、優先日から 22 月を経過する前にいつでも、補充国際調査を管轄する国際調査機関に対して、補充調査請求を行うことができる。

〔条約5〕 正解 4**1 × PCT規則34.1(b) (iii)**

国際調査機関は、可能な限り多くの関連のある先行技術を発見するよう努めるものとし、いかなる場合にも、規則に定める資料を調査し(PCT15条(4))、その資料(最小限資料)はPCT規則34.1(b)各号に規定されているものからなる。そして、(iii)に「公表された非特許文献のうち国際調査機関が合意するものであって最初の合意の際に及び変更の都度国際事務局によって一覧表において公表されるもの」とある(PCT規則34.1(b)(iii))。よって、最小限資料に非特許文献も含まれるので、本枝は誤り。

2 × PCT17条(3)(b)

国際調査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し追加手数料の支払を求める(PCT17条(3)(a))。そして、指定国の国内法令は、当該指定国の国内官庁が国際調査機関による(a)の求めを正当であると認める場合に、出願人が追加手数料を支払わなかったために調査が行われなかった国際出願の部分は、当該指定国における効果に関する限り、出願人が当該指定国の国内官庁に特別手数料を支払った場合を除くほか、取り下げられたものとみなすことを定めることができる(PCT17条(3)(b))。しかし、本枝は『常に』取り下げられたものとみなすことができるとしている。よって、本枝は誤り。

3 × PCT18条(3)、PCT規則44.1、PCT規則45.1

国際調査機関は、国際調査報告又は17条(2)(a)の宣言、及び書面による見解を国際事務局及び出願人に各一通同一の日に送付する(PCT規則44.1) 国際調査報告及び17条(2)(a)の宣言は、英語で作成されていない場合には、英語に翻訳されるが(PCT規則45.1)、翻訳文は『国際事務局』により又はその責任において作成される(PCT18条(3))。しかし、本枝は『国際調査機関』が作成するとしている。よって、本枝は誤り。

4 ○ PCT規則46.5(a)

出願人は、19条の規定に基づく補正をする場合には、最初に提出したすべての請求の範囲と差し替えるために、完全な一式の請求の範囲を含む差替え用紙を提出しなければならない(PCT規則46.5(a))。よって、本枝は正しい。

5 × PCT規則45の2.1(a)・(b)

出願人は、優先日から22月を経過する前にいつでも、国際出願について補充国際調査を管轄する国際調査機関が補充国際調査を行うことを請求することができる(PCT規則45の2.1(a))。そして、その請求については、国際事務局に対して行うものとする(PCT規則45の2.1(b))。しかし、本枝は『補充国際調査を管轄する国際調査機関に対して』補充調査請求を行うことができるとしている。よって、本枝は誤り。

【条約】 6

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際登録の名義人は、公表の延期の期間中いつでも、国際登録の対象である意匠の一部又は全部の公表を請求することができる。
- 2 指定締約国の領域における国際登録の効果の一部又は全部に関する当該指定締約国の権限のある当局による無効の決定は、当該国際登録の名義人に自己の権利を防御する機会を適時に与えることなく行うことができない。
- 3 国際登録は、国際登録の日から起算して5年を最初の期間として効果を有し、所定の手続に従い、所定の手数料を支払うことを条件として、5年の期間の更新を少なくとも2回行うことができる。
- 4 国際登録の更新は、指定締約国の一部又は全部及び国際登録の対象である意匠の一部又は全部についてすることができる。
- 5 出願人が、国際出願に指定締約国の表示を含めない場合、すべての締約国を指定したものとみなされる。

〔条約6〕 正解 5**1 ○ ジュネーブ11条(4)(a)**

国際登録の名義人は、公表の延期の期間中いつでも、国際登録の対象である意匠の一部又は全部の公表を請求することができる(ジュネーブ11条4(a))。よって、本枝は正しい。

2 ○ ジュネーブ15条(1)

指定締約国の領域における国際登録の効果の一部又は全部に関する当該指定締約国の権限のある当局による無効の決定は、当該国際登録の名義人に自己の権利を防御する機会を適時に与えることなく行うことができない(ジュネーブ15条(1))。よって、本枝は正しい。

3 ○ ジュネーブ17条(1)・(2)・(3)

国際登録は、国際登録の日から起算して5年を最初の期間として効果を有する(ジュネーブ17条(1))。国際登録は、所定の手続に従い、所定の手数料を支払うことを条件として、更に5年の期間の更新することができる(同条(2))。指定締約国の保護の存続期間は国際登録が更新されることを条件として、原則、国際登録の日から起算して15年とする(ジュネーブ1同条(3)(a))。15年以上の存続期間を指定締約国の法令に定めているときは当該期間と同一とする(同条(3)(b))。よって、手続に従い、所定の手数料を支払うことを条件として、5年の期間の更新を少なくとも2回行うことができる。よって、本枝は正しい。

4 ○ ジュネーブ17条(4)

国際登録の更新は、指定締約国の一部又は全部及び国際登録の対象である意匠の一部又は全部についてすることができる(ジュネーブ17条(4))。よって、本枝は正しい。

5 × ジュネーブ5条(1)(v)、ジュネーブ8条(1)・(2)

国際出願には、指定締約国の表示を含める(ジュネーブ5条(1)(v))。そして、国際事務局は、国際出願の受理の時に当該国際出願がこの改正協定及び規則の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し所定の期間内に必要な補正をするよう求める(ジュネーブ8条(1))。出願人が所定の期間内に(1)に規定する求めに応じない場合には、(b)の規定が適用される場合を除くほか、放棄されたものとみなす(同条(2))。ここで、指定締約国の表示を含めないという不備は、(b)の規定は適用されない(ジュネーブ条約共通規則14規則(2)(b)(v))ので、補正命令がだされ、求めに応じない場合は国際出願は放棄されたものとみなされる。しかし、本枝は、『全ての締約国を指定したものとみなされる』としている。よって、本枝は誤り。

【条約】 7

パリ条約のストックホルム改正条約について、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 各同盟国の国内法令により正規の国内出願と認められる出願でなければ、優先権を生じさせることはできない。
- 2 正規の国内出願とは、当該国に出願した日付を確定するために十分なすべての出願であって、出願後、取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けていないものをいう。
- 3 パリ条約の同盟国において、令和2年（2020年）6月1日出願した最初の実用新案登録出願を先の出願として、他の同盟国において、令和3年（2021年）4月1日に意匠登録出願をした場合には、当該実用新案登録出願に基づく優先権の主張は認められないが、同日に特許出願をした場合には、当該実用新案登録出願に基づく優先権の主張は認められる。
- 4 同盟国が、優先権の申立てをする者に対し、提出を要求することができる最初の出願に係る出願書類の謄本であって、最初の出願を受理した主管庁が認証したものは、所定の公証を必要とする。
- 5 特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができるが、これは、特許出願が複合的であることが、審査により明らかになった場合に限られる。

〔条約 7〕 正解 3**1 × パリ 4 条 A(2)**

各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された 2 国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願は、優先権を生じさせるものと認められる（パリ 4 条 A(2)）。しかし、本枝は『各同盟国の国内法令により正規の国内出願』に限定している。よって、本枝は誤り。

2 × パリ 4 条 A(3)

正規の国内出願とは、結果のいかんを問わず、当該国に出願をした日付を確定するために十分なすべての出願をいう（パリ 4 条 A(3)）。『結果のいかんを問わず』と規定しているが、本枝は『出願後、取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けていないもの』と限定している。よって、本枝は誤り。

3 ○ パリ 4 条 C(1)、E(1)・(2)

優先期間は、特許及び実用新案については 12 月、意匠及び商標については 6 月とする（パリ 4 条 C(1)）。そして、いずれかの同盟国において実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合には、優先期間は、意匠について定められた優先期間とする（パリ 4 条 E(1)）。また、いずれの同盟国においても、特許出願に基づく優先権を主張して実用新案登録出願をすることができるものとし、また、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して特許出願をすることもできる（同条(2)）。本枝では実用新案登録出願から意匠登録出願、特許出願までの期間が 10 月であるため、前半、後半ともに正しい。よって、本枝は正しい。

4 × パリ 4 条 D(3)

同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要としない（パリ 4 条 D(3)）。しかし、本枝では『所定の公証を必要とする』としている。よって、本枝は誤り。

5 × パリ 4 条 G(2)

審査により特許出願が複合的であることが明らかになった場合には、特許出願人は、その特許出願を 2 以上の出願に分割することができる（パリ 4 条 G(1)）。また、特許出願人は、また、自己の発意により、特許出願を分割することができる（同条(2)）。しかし、本枝は『特許出願が複合的であることが、審査により明らかになった場合に限られる。』と限定している。よって、本枝は誤り。

【条約】 8

パリ条約のストックホルム改正条約について、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 本国において正規に登録された商標が、他の同盟国においても、そのまま登録を認められ保護されるためには、他の同盟国への出願は、本国において正規に登録された後に行われなければならない。
- (ロ) 同盟国は、出願人が他の同盟国において、現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有せず、またその住所を有しない場合であっても、当該他の同盟国において正規に登録された商標について、そのままその登録を認めなければならない場合がある。
- (ハ) 同盟国は、その存在が本国の法令に反しない団体に属する団体商標の登録を認めかつ保護することを約束する。その団体が工業上又は商業上の営業所を有しない場合も、同様とする。
- (ニ) 同盟国が、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、国内法令に従い、特許を受けることができる発明について仮保護を与える際、後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管庁は、その産品を博覧会に搬入した日から優先期間が開始するものとすることができる。
- (ホ) 同盟国は、一又は二以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の略称及び名称について、使用者と当該国際機関との間に関係があると公衆に誤って信じさせるようなものと認められない場合であっても、それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によって禁止しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔条約 8〕 正解 2**(イ) × パリ 4 条 A(1)、C(1)、パリ 6 条の 5F**

いずれかの同盟国において正規に商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願することに関し、6 月の期間の優先権を有する(パリ 4 条 A(1)、C(1))。第 4 条に定める優先期間内にされた商標の登録出願は、本国における登録が当該優先期間の満了後にされた場合にも、優先権の利益を失わない(パリ 6 条の 5F)。つまり、当該優先期間中であれば、本国において正規に登録される前でも出願することができる。しかし、本枝では『本国において正規に登録された後に行わなければならない』としている。よって、本枝は誤り。

(ロ) ○ パリ 6 条の 5A(1)・(2)

本国において正規に登録された商標は、この条で特に規定する場合を除くほか、他の同盟国においても、そのままその登録を認められかつ保護される(パリ 6 条の 5A(1))。そして、本国とは、出願人が同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合にはその同盟国を、出願人が同盟国にそのような営業所を有しない場合にはその住所がある同盟国を、出願人が同盟国の国民であって同盟国に住所を有しない場合にはその国籍がある国をいう(同条 A(2))。本枝では、出願人は他の同盟国において、国籍があるかどうかは記載されていない。出願人が他の同盟国に国籍を有する場合には、他の同盟国が本国となり、そのままその登録を認めなければならない。よって、本枝は正しい。

(ハ) ○ パリ 7 条の 2(1)

同盟国は、その存在が本国の法令に反しない団体に属する団体商標の登録を認めかつ保護することを約束する。その団体が工業上又は商業上の営業所を有しない場合も、同様とする(パリ 7 条の 2(1))。よって、本枝は正しい。

(ニ) ○ パリ 11 条(1)・(2)

同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、国内法令に従い、特許を受けることができる発明、実用新案、意匠及び商標に仮保護を与え(パリ 11 条(1))、後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管庁は、その産品を博覧会に搬入した日から優先期間が開始するものとする(同条(2))。よって、本枝は正しい。

(ホ) × パリ 6 条の 3(1)

同盟国は、同盟国の国の紋章等の商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によって禁止する(パリ 6 条の 3(1)(a))。そして、(a)の規定は、1 又は 2 以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の略称及び名称についても、同様に適用する(同条(1)(b))。しかし、(a)に規定する使用又は登録が、「当該国際機関と略称若しくは名称との間に関係があると公衆に暗示するようなものでない場合」、『(b)の規定を適用しなくてもよい(同条(1)(c))』。しかし、本枝では『禁止しなければならない。』としている。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、(イ)、(ホ) なので、正解は 2。

【条約】 9

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許の対象が方法である場合には、特許権者に、当該方法により間接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する排他的権利を与えなければならない。
- 2 特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合には、税関当局は、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命ずる権限を有する。
- 3 加盟国は、特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合に、特許を受けた方法によって得られた物が産業上の利用可能性のあるものであるときには、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定めなければならない。
- 4 加盟国は、特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合に、同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性がある、かつ、特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できなかったときには、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定めなければならない。
- 5 加盟国は、特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合に、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、特許を受けた方法によって得られたものであるとの推定を覆す反証の提示に際し、製造上及び営業上の秘密の保護に関する被申立人の利益を考慮することを要しない。

〔条約9〕 正解 4**1 × TRIPS28条 1 (b)**

特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利が与えられる（TRIPS28条1(b)）。規定では『直接的に得られたもの』としているが、本枝では『間接的に得られたもの』としている。よって、本枝は誤り。

2 × TRIPS34条 1

TRIPS34条は法王の特許の立証責任について規定している。特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合には、司法当局は、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命じる権限を有する（TRIPS34条1）。規定では、『司法当局は』としているが、本枝では『税関当局は』としている。よって、本枝は誤り。

3 × TRIPS34条 1 (a)・(b)

加盟国は、少なくとも次のいずれかの場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める（TRIPS34条1第2文、(a)(b)）。ここで、(a)、(b)いずれにも『産業上の利用可能性のあるものである場合』は規定されていない。よって、本枝は誤り。

4 ○ TRIPS34条 1 (b)

加盟国は、少なくとも次のいずれかの場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める（TRIPS34条1第2文、(a)(b)）。ここで、(b)において、同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性がある、かつ、特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できなかった場合が規定されている（同項(b)）。よって、本枝は正しい。

5 × TRIPS34条 3

反証の提示においては、製造上及び営業上の秘密の保護に関する被申立人の正当な利益を考慮する（TRIPS34条3）。しかし、本枝は『考慮することを要しない』としている。よって、本枝は誤り。

【条約】 10

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の「第3部 知的所有権の行使 第1節 一般的義務」の規定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 「第3部 知的所有権の行使」に規定する行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。
- 2 知的所有権の行使に関する手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。
- 3 本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく。
- 4 加盟国は、刑事事件の無罪判決に関し手続の当事者に司法当局による審査の機会を与える義務を負わない。
- 5 「第3部 知的所有権の行使」の規定は、加盟国に対して、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものである。

〔条約10〕 正解 5**1 ○ TRIPS41条1第2文**

「第3部 知的所有権の行使 第1節 一般的義務」の規定とは、TRIPS41条のことである。この部に規定する行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する（TRIPS41条1第2文）。よって、本枝は正しい。

2 ○ TRIPS41条2第2文

知的所有権の行使に関する手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない（TRIPS41条2第2文）。よって、本枝は正しい。

3 ○ TRIPS41条3第3文

本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく（TRIPS41条3第3文）。よって、本枝は正しい。

4 ○ TRIPS41条4ただし書

手続の当事者は、最終的な行政上の決定について及び、事件の重要性に係る加盟国の国内法上の管轄に関する規定に従い、本案についての最初の司法上の決定の少なくとも法律面について、司法当局による審査の機会を有する。ただし、刑事事件の無罪判決に関し審査の機会を与える義務を負わない（TRIPS41条4）。よって、本枝は正しい。

5 × TRIPS41条5第1文

この部の規定は、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではない（TRIPS41条5第1文）。しかし、本枝は『義務を生じさせるものである』としている。よって、本枝は誤り。

【著作権法・不正競争防止法】 1

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 絵画や書などの美術の著作物の原作品が消滅した場合、著作権の存続期間が満了していなくても、当該美術の著作物の著作権は消滅する。
- 2 「東京タワーは 333 メートルである。」という文章は、著作物ではない。
- 3 建築物の設計図は、当該設計図に従って造営される建築物が著作物に該当しない場合でも、学術的な性質を有する図形として創作性を有していれば、著作物となる。
- 4 あるプログラムが著作物として保護される場合であっても、その保護は当該プログラムを記述するための言語やルール、あるいは論理的手順（アルゴリズム）には及ばない。
- 5 複数のデータが収録されたデータベースが著作物として保護される場合であっても、当該データベースから 1 つのデータのみを複製することは、データベースの著作物の複製に該当しない。

〔著・不競1〕 正解 1**1 × 条文上そのような規定はない**

著作権は、保護期間の満了によって消滅するほか、相続人の不存在（著 62 条 1 項 1 号）、著作権者である法人の解散（同項 2 号）、映画の著作権の特例（同条 2 項）、著作権の放棄等によって消滅するが、美術の著作物の原作品が消滅した場合については規定されていない。よって、美術の著作物の原作品が消滅した場合に、著作権の存続期間が満了していなくても、当該美術の著作物の著作権は消滅するという規定は存在しない。よって、本枝は誤り。

2 ○ 著 2 条 1 項 1 号

「東京タワーは333メートルである。」という文章は、「思想又は感情を」表現したのではなく、著作物ではない（著 2 条 1 項 1 号）。よって、本枝は正しい。

3 ○ 著10条 1 項 6 号

建築物の設計図は、図形の著作物に該当し、当該設計図に従って造営される建築物が著作物に該当するかどうかとは関係なく、学術的な性質を有する図形として創作性を有していれば、著作物となる（著10条 1 項 6 号）。よって、本枝は正しい。

4 ○ 著10条 3 項

プログラムの著作物に対する著作権法上の保護は、当該プログラムを作成するために用いるプログラム言語、規約、解法には及ばない（著10条 3 項）。よって、本枝は正しい。

5 ○ 著12条の 2 第 1 項

データベースの著作物は、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するが故に著作物として保護されるもの（著12条の 2 第 1 項）であるので、個々のデータが著作物であるわけではない。よって、本枝は正しい。

【著作権法・不正競争防止法】 2

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 著作物の原作品に、実名が著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作権を有する者と推定される。
- 2 プログラムの著作物については、法人の著作者名義の下に公表した場合でなければ、その法人が著作者となることはない。
- 3 映画の著作物については、たとえ映画会社の発意に基づきその従業者が職務上作成したとしても、映画会社が著作者とされることはない。
- 4 人物を撮影した写真の著作物の場合、特段の契約がなければ、写真を撮影したカメラマンが著作者となり、撮影された人物が著作権者となる。
- 5 無名または変名で公表された著作物の著作者については、著作権法上、その実名を登録することができる制度があり、登録がなされるとその者が著作者と推定される。

〔著・不競2〕正解 5**1 × 著14条**

著作物の原作品に、実名が著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の「著作者」と推定される（著14条）。よって、本枝は誤り。

2 × 著15条2項

プログラムの著作物については、法人の著作者名義の下に公表されなくても、その他の職務著作の要件を満たせば、その法人が著作者となる（著15条2項）。よって、本枝は誤り。

3 × 著16条ただし書、著15条

映画の著作物であっても、映画会社の発意に基づきその従業者が職務上作成した場合には、職務著作となる可能性があり、その映画会社が著作者となる（著16条ただし書、著15条）。よって、本枝は誤り。

4 × 著17条1項、著2条1項2号

著作権は、著作物を創作した著作者に帰属するから、人物を撮影した写真の著作物の場合、特段の契約がなければ、写真を撮影したカメラマンが著作者（著2条1項2号）となり、著作権者となる（著17条1項）。よって、本枝は誤り。

5 ○ 著75条1項・3項

無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有するかどうかにかかわらず、その著作物についてその実名の登録を受けることができ（著75条1項）、実名の登録がされている者は、当該登録に係る著作物の著作者と推定される（同条3項）。よって、無名または変名で公表された著作物の著作者については、その実名の登録がなされるとその者が著作者と推定される。よって、本枝は正しい。

【著作権法・不正競争防止法】 3

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 自宅の居間に飾ってある絵画の原作品に加筆することは、家庭内において利用することを目的とし、その利用する者が加筆した場合であっても、著作者の権利の侵害となり得る。
- 2 著作権法に規定する適法引用の要件を満たした引用であれば、同一性保持権侵害となることはない。
- 3 法人が著作者である著作物について、法人が解散した後、法人が存しているとすればその意に反する改変を行い、その改変した物を頒布する者に対して、差止請求がされることはないが、刑事罰については告訴がなくとも公訴を提起することができる。
- 4 絵画について複製権を有する著作者は、その絵画の内容が自己の確信に適合しなくなったときは、その絵画について設定していた出版権を撤回することができる。
- 5 著作者が、未公表の美術の著作物の複製物を1人の友人に譲渡した場合、この著作物をその複製物により公衆に展示する行為は、公表権の侵害となる。

〔著・不競3〕正解 2**1 ○ 著20条1項**

自宅の居間に飾ってある絵画の原作品に加筆することは、家庭内において利用することを目的とし、その利用する者が加筆した場合であっても、著作者の意に反するものであれば、同一性保持権の侵害となり得る（著20条1項）。よって、本枝は正しい。

2 × 著20条、東京高裁平成12年4月25日「脱ゴーマニズム宣言」

著作権法に規定する適法引用の要件を満たした引用であっても、漫画のコマ配置を変更して引用したような場合には、同一性保持権の侵害となり得る（著20条）。よって、本枝は誤り。

3 ○ 著60条、著116条1項、著123条1項

著作物を公衆に提供する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならず（著60条）、その遺族は、当該著作者について同条の規定に違反する行為をする者に対し、差止請求（著112条）をすることができる（著116条1項）。しかし、著作者が法人の場合には、法人解散後は請求権者がいないため、差止請求権は事実上消滅するに等しい。よって、法人が著作者である著作物について、その法人が解散した場合、著作者人格権は消滅するから、法人が存しているとすればその意に反する改変を行い、その改変した物を頒布する者に対して、差止請求がされることはない。また、著60条の規定に違反した者は、500万円以下の罰金に処せられるが（著120条）、同条の罪は、非親告罪である（著123条1項）。刑事罰については、非親告罪である。よって、本枝は正しい。

4 ○ 著84条3項

複製権等を有する著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなったときは、出版権者に通知して、その著作物について設定していた出版権を消滅させる（撤回する）ことができる（著84条3項）。よって、本枝は正しい。

5 ○ 著18条2項2号

著作者が、未公表の美術の著作物の「原作品」を譲渡した場合、この著作物をその「原作品」により公衆に展示する行為について同意したものと推定される（著18条2項2号）が、「複製物」の譲渡では、この推定は適用されず、公表権の侵害となる（著18条1項）。よって、本枝は正しい。

【著作権法・不正競争防止法】 4

著作権法上の著作隣接権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 フィットネスクラブを経営する**甲**が、店内に小型モニタを複数設置し、不特定多数の顧客に対して、受信した放送事業者**乙**のケーブルテレビ放送であるスポーツ中継を視聴させることは、**乙**の著作隣接権の侵害となる。
- 2 大学の設置者である**甲**が、大学構内に影像を拡大する特別の装置を設置し、不特定多数の学生及び教職員に対して、受信した放送事業者**乙**のテレビ放送を視聴させることは、非営利かつ無料で行われる行為であれば、**乙**の著作隣接権の侵害とならない。
- 3 居酒屋を経営する**甲**が、店内に影像を拡大する特別の装置を設置し、不特定多数の顧客に対して、受信した放送事業者**乙**のテレビ放送である野球中継を視聴させることは、**乙**の著作隣接権の侵害となる。
- 4 喫茶店を経営する**甲**が、レコード製作者**乙**が録音した市販の音楽レコードを再生して、不特定多数の顧客に鑑賞させることは、**乙**の著作隣接権の侵害となる。
- 5 個人タクシーを経営する**甲**が、車内にラジオを設置し、不特定多数の顧客に対して、受信した放送事業者**乙**のラジオ放送を聴かせることは、**乙**の著作隣接権の侵害となる。

〔著・不競4〕正解 3**1 × 著 100 条の 5**

有線放送事業者の伝達権は、大型プロジェクタや超大型テレビ受像機など「影像を拡大する特別の装置」を用いて伝達する場合にのみ及び（著 100 条の 5）、通常の家庭用受信装置を用いて伝達する行為には及ばない（同条）。よって、店内に小型モニタを複数設置し、不特定多数の顧客に対して、受信した放送事業者のケーブルテレビ放送であるスポーツ中継を視聴させることは、乙の著作隣接権の侵害とはならない。よって、本枝は誤り。

2 × 著 100 条、著 38 条 3 項不準用

放送事業者は、そのテレビジョン放送等を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利を専有する（著 100 条）。また、放送事業者の伝達権は、非営利かつ無料の場合にも権利の効力が及ぶ（著 102 条 1 項で著 38 条 3 項不準用）。よって、大学構内に影像を拡大する特別の装置を設置し、不特定多数の学生及び教職員に対して、受信した放送事業者のテレビ放送を視聴させることは、非営利かつ無料で行われる行為であっても、乙の著作隣接権の侵害となる。よって、本枝は誤り。

3 ○ 著 100 条

放送事業者は、そのテレビジョン放送等を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利を専有する（著 100 条）。よって、店内に影像を拡大する特別の装置を設置し、不特定多数の顧客に対して、受信した放送事業者のテレビ放送である野球中継を視聴させることは、乙の著作隣接権の侵害となる。よって、本枝は正しい。

4 × 著 89 条 2 項

レコード製作者の有する著作隣接権には演奏権が含まれておらず（著 89 条 2 項）、市販の音楽レコードを再生して、不特定多数の顧客に鑑賞させることは、当該レコードに固定された音の著作権者の著作権の侵害となることは格別、乙の著作隣接権の侵害とはならない。よって、本枝は誤り。

5 × 著 100 条

放送事業者の伝達権は、テレビジョン放送の場合に限定され（著 100 条）、ラジオ放送の場合には認められない（同条）。よって、車内にラジオを設置し、不特定多数の顧客に対して、受信した放送事業者のラジオ放送を聴かせることは、乙の著作隣接権の侵害とはならない。よって、本枝は誤り。

【著作権法・不正競争防止法】 5

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができるが、相続の対象にはならない。
- 2 著作権者は、他人に対して、その著作物の利用を許諾することができるが、その許諾を受けた者は、著作権者の承諾を得た場合でも、その著作物を利用する権利を第三者に譲渡することはできない。
- 3 レコードに収録された歌唱の実演について、著作隣接権者である実演家が不明であるため、当該実演の利用許諾を得られない場合でも、文化庁長官の裁定を受けたときは、補償金を供託することで、利用することができる。
- 4 著作権法における出版権の設定については、書籍を紙媒体により出版することを引き受ける者に対しては設定することができるが、電子書籍をインターネット上で送信することのみを引き受ける者に対しては設定することができない。
- 5 著作権者は、著作権を目的とした質権や譲渡担保を設定することはできない。

〔著・不競5〕正解 3**1 × 著61条1項**

著作権は、その全部又は一部を譲渡することができ（著61条1項）、一身専属権ではないから、相続の対象となる。よって、本枝は誤り。

2 × 著63条1項・3項

著作権者は、他人に対して、その著作物の利用を許諾することができ（著63条1項）、その許諾を受けた者は、「著作権者の承諾を得れば」、その著作物を利用する権利を第三者に譲渡することができる（同条3項）。よって、本枝は誤り。

3 ○ 著103条で準用する著67条

著作権者不明等の場合の裁定制度により、レコードに収録された歌唱の実演について、著作隣接権者である実演家が不明であるため、当該実演の利用許諾を得られない場合でも、文化庁長官の裁定を受けたときは、補償金を供託することで、利用することができる（著103条で準用する著67条）。よって、本枝は正しい。

4 × 著79条1項かつこ書

出版権は、電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方法により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行うことを引き受ける者に対しても、設定することができる（著79条1項）。よって、本枝は誤り。

5 × 著66条1項

著作権者は、著作権を目的とした質権を設定することができる（著66条1項）。また、譲渡担保は譲渡可能なものであれば設定できるため、著作権に設定することができる。よって、本枝は誤り。

【著作権法・不正競争防止法】 6

不正競争防止法上のドメイン名に係る不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 ドメイン名に係る不正競争に該当する行為は、商品等表示に係る不正競争に重ねて該当することはない。
- 2 ドメイン名に係る不正競争の保護対象については、周知性を要件としている。
- 3 ドメイン名に係る不正競争となり得る行為は、ドメイン名を使用する権利を取得し、保有し、若しくは譲渡し、又はそのドメイン名を使用する行為である。
- 4 ドメイン名の取得の過程でドメイン名の運用指針に係る違反があったとしても、不正の利益を得る目的でなく、他人に損害を加える目的でもなければ、そのドメイン名を使用する権利の取得は、ドメイン名に係る不正競争に該当することはない。
- 5 自己の氏名からなるドメイン名を使用する権利を取得する行為は、その氏名が著名人と同一であっても、ドメイン名に係る不正競争に該当することはない。

〔著・不競6〕正解 4**1 × 不競2条1項1号2号、富山地裁平成12年12月6日「JACCS 事件」**

ドメイン名の不正取得については、不競2条1項19号によっても規制されるが、同時に同項1号又は2号における商品等表示として規制の対象となることがある（富山地裁平成12年12月6日「JACCS 事件」）。よって、ドメイン名が、ウェブサイト上での商品の販売や役務の提供について需要者に対して広告等による情報を提供する等、当該ウェブサイトにおいて表示されている商品や役務の出所を識別する機能を有する場合には、商品等表示に係る不正競争に重ねて該当することがある。よって、本枝は誤り。

2 × 不競2条1項19号

ドメイン名に係る不正競争の保護対象は、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するもの）と同一若しくは類似のドメイン名（不競2条1項19号）であって、周知性は要件となっていない。よって、本枝は誤り。

3 × 不競2条1項19号

ドメイン名に係る不正競争となり得る行為は、ドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為（不競2条1項19号）であり、譲渡は含まれない。よって、本枝は誤り。

4 ○ 不競2条1項19号

ドメイン名に係る不正競争に該当するのは、不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、そのドメイン名を使用する権利の取得、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為（不競2条1項19号）である。よって、本枝は正しい。

5 × 不競2条1項19号

不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で著名人と同一の氏名のドメイン名を使用する権利を取得する（不競2条1項19号）ことは、自己の氏名からなるドメイン名を使用する権利を取得する行為であっても、不正競争に該当する。よって、本枝は誤り。

【著作権法・不正競争防止法】 7

不正競争防止法上の営業秘密に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 様々な刊行物に掲載された情報の断片を集めて構成された情報が、営業秘密に該当することはない。
- 2 営業秘密を取得する際に、その営業秘密について、たとえ直接の相手方に営業秘密不正取得行為が認められなくても、その営業秘密のその相手方への伝達の過程で営業秘密不正取得行為が介在したのであれば、その営業秘密の取得が不正競争に該当することがある。
- 3 営業秘密保有者からその営業秘密を示された者が、自分ではなく第三者に不正の利益を得させる目的でその営業秘密を開示する行為は、不正競争に該当することはない。
- 4 営業秘密保有者からその営業秘密を示された者が、不正の利益を得る目的、及びその営業秘密保有者に損害を加える目的のいずれも有さずに、その営業秘密を開示した場合、その開示を受けた者がその営業秘密を取得する行為が不正競争に該当することはない。
- 5 営業秘密を取得した後、その営業秘密につき営業秘密不正取得行為が介在していた事実を知った場合には、それ以降その営業秘密を使用する行為は常に不正競争防止法上の規制の対象となる。

〔著・不競7〕 正解 2**1 × 不競2条6項**

様々な刊行物に掲載された情報は「公然と知られている」とは言えない。しかしながら、「営業秘密」とは、様々な知見を組み合わせると一つの情報を構成していることが通常であるが、ある情報の断片が様々な刊行物に掲載されており、その断片を集めてきた場合、当該営業秘密たる情報に近い情報が再構成され得るからといって、そのことをもって直ちに非公知性が否定されるわけではない（「逐条不競」）。したがって、複数ある情報の中からどの情報をどのように組み合わせるかという点に価値がある場合には、営業秘密に該当し得る。よって、本枝は誤り。

2 ○ 不競2条1項5号

その営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得等する行為は、不正競争となる（不競2条1項5号）。ここで、「介在」とは、自らが取得する前のいずれかの時点で不正取得行為がなされたことを意味するため、不正取得行為を行った者から直接取得する場合だけでなく、間接的に取得する場合であっても、取得時に不正取得行為の介在につき悪意・重過失であれば、その取得行為等は本号の対象となる（「逐条不競」）。よって、本枝は正しい。

3 × 不競2条1項7号

営業秘密保有者からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為は、不正競争となる（不競2条1項7号）。ここで、「不正の利益を得る目的」には、自ら不正の利益を得る目的（自己図利目的）のみならず、第三者に不正の利益を得させる目的（第三者図利目的）も含まれる（「逐条不競」）。したがって、営業秘密保有者からその営業秘密を示された者が、自分ではなく第三者に不正の利益を得させる目的でその営業秘密を開示する行為であっても、「不正の利益を得る目的」に含まれ、不正競争に該当する（不競2条1項7号）。よって、本枝は誤り。

4 × 不競2条1項8号かつこ書

その営業秘密について営業秘密不正開示行為であることを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得等する行為は、不正競争となる（不競2条1項8号）。ここで、「営業秘密不正開示行為」とは、営業秘密保有者から営業秘密を示された者が、不正の利益を得る目的で、若しくはその営業秘密保有者に損害を加える目的で、「又は秘密を守る法律上の義務に違反して」その営業秘密を開示する行為をいう（同号かつこ書）。したがって、営業秘密保有者からその営業秘密を示された者が、不正の利益を得る目的、及びその営業秘密保有者に損害を加える目的のいずれも有さずに、その営業秘密を開示した場合であっても、その開示を受けた者がその営業秘密を取得する行為に不正の手段があれば、不正競争に該当する（不競2条1項8号）。よって、本枝は誤り。

5 × 不競19条1項6号

営業秘密を取得した後、その営業秘密につき営業秘密不正取得行為が介在していた事実を知った場合でも、取引によって営業秘密を取得した者がその取引によって取得した権原の範囲内において営業秘密を使用する行為は、不正競争防止法上の規制対象とならない（不競19条1項6号）。よって、本枝は誤り。

【著作権法・不正競争防止法】 8

不正競争防止法上の限定提供データに関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 会費を払いさえすれば誰でも提供を受けられるデータについては、限定提供データに該当することはない。
- 2 保有者が管理しているデータの全部ではなく一部だけが提供される場合、当該一部のデータが限定提供データに該当することはない。
- 3 限定提供データに関し、その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっている情報と同一であれば、その限定提供データを取得する行為は、限定提供データに係る不正競争防止法上の規制の対象となることはない。
- 4 秘密として管理されている情報については、限定提供データに該当することがある。
- 5 不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、人を欺いて限定提供データを取得する行為は、刑事罰の対象となる。

〔著・不競8〕正解 3**1 × 不競2条7項**

会費を払えば誰でも提供を受けられるデータについて会費を払った者に提供することは、「業として特定の者に提供」に該当し、限定提供データに該当する（不競2条7項、「逐条解説」）。よって、本枝は誤り。

2 × 不競2条7項

保有者が管理しているデータの一部が提供される場合であっても、その一部について、蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等を勘案し、それにより当該一部について蓄積され、価値が生じている場合は、「相当量蓄積され」としていると判断される（不競2条7項、「逐条解説」）。よって、本枝は誤り。

3 ○ 不競19条1項8号ロ

相手を特定・限定せずは無償で広く提供されているデータと同一の「限定提供データ」を取得し、又はその取得したデータを使用・開示する行為については、不正競争防止法上の規制対象とならない（不競19条1項8号ロ）。よって、本枝は正しい。

4 × 不競2条7項かっこ書

限定提供データは、秘密として管理されている情報が除外されている（不競2条7項かっこ書）。よって、本枝は誤り。

5 × 条文上そのような規定はない

限定提供データに関して、刑事罰を定める規定はない（不競21条参照）。よって、本枝は誤り。

【著作権法・不正競争防止法】 9

不正競争防止法上の技術的制限手段に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 技術的制限手段のうち記録を制限するものは、影像、音、又はプログラムを対象とし、それらに当たらない情報を対象とするものは、技術的制限手段に該当することはない。
- 2 技術的制限手段により制限されているプログラムの実行について、当該技術的制限手段の効果を妨げることでそれを可能にするようなサービスを提供する行為は、技術的制限手段の無効化機能を有する装置の譲渡等と異なり、不正競争に該当することはない。
- 3 技術的制限手段の無効化機能を有する不正に生成されたシリアルコードを記録した媒体を譲渡する行為は、技術的制限手段の無効化機能を有するプログラムを記録した媒体の譲渡等と異なり、不正競争に該当することはない。
- 4 技術的制限手段の無効化機能を有する装置を製造する行為は、目的を問わず、不正競争に該当することはない。
- 5 技術的制限手段の無効化機能を有する装置を輸出する行為は、そのような機能を有する装置の輸入と異なり、不正競争に該当することはない。

〔著・不競9〕正解 4**1 × 不競2条8項**

「技術的制限手段」に該当するためには、「電磁的方法により影像、音、プログラム「その他の情報」の記録等を制限する手段であること」が要件とされている（不競2条8項）。したがって、技術的制限手段のうち記録を制限するものには、影像、音、又はプログラムに当たらない情報も含まれる（不競2条8項）。よって、本枝は誤り。

2 × 不競2条1項17号・18号

技術的制限手段により制限されているプログラムの実行について、当該技術的制限手段の効果を妨げることでそれを可能にするようなサービスを提供する行為（不競2条1項17号・18号）も、不正競争に該当する。よって、本枝は誤り。

3 × 不競2条1項17号・18号

技術的制限手段の無効化機能を有する不正に生成されたシリアルコードを記録した媒体を譲渡する行為のような、当該技術的制限手段の効果を妨げる機能を有する指令符号を記録した記録媒体等を譲渡する行為（不競2条1項17号・18号）も、不正競争に該当する。よって、本枝は誤り。

4 ○ 不競2条1項17号・18号参

不正競争に該当するのは、技術的制限手段無効化装置を提供する行為であって、製造する行為は該当しない（不競2条1項17号・18号）。よって、本枝は正しい。

5 × 不競2条1項17号・18号

技術的制限手段の無効化機能を有する装置を輸出する行為は、そのような機能を有する装置の輸入する行為と同様に、不正競争に該当する（不競2条1項17号・18号）。よって、本枝は誤り。

【著作権法・不正競争防止法】 10

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の保有する営業秘密が公開されることにより当該当事者の事業活動に著しい支障が生ずることが明らかである場合、裁判所が、裁判官の全員一致の決定により、当該当事者本人の尋問の全体が終了するまで公衆を入廷させない措置をとることができる。
- 2 品質誤認行為に係る不正競争に対する差止めの請求権者は、原則として当該不正競争をする者と競争関係にあり、営業上の利益を害される者であるが、市場においてそのような者が複数存在する場合には、それぞれが請求権者となる。
- 3 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、裁判所が相当な損害額を認定することができるのは、損害が生じたことが認められるものの当該損害の性質上その額を立証することが極めて困難な場合に限られる。
- 4 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、裁判所が営業秘密の保護のために発することができる秘密保持命令は、命令を受けた者以外の者に当該営業秘密を開示してはならない旨を命ずるものに限られる。
- 5 他人の不正競争により営業上の利益を侵害されるおそれがある者が、当該他人に対して、侵害の予防のみならず、侵害の予防に必要な行為を請求した訴訟において、裁判所は、当該他人が不正競争の目的又は不正の目的を有している場合に限り、当該請求を認容することができる。

〔著・不競10〕 正解 2**1 × 不競13条5項**

営業上の利益の侵害に係る訴訟において、裁判所は、裁判官の全員一致により、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができるが（不競13条1項）、「当該事項の尋問が終了したとき」は、再び公衆を入廷させなければならない（同条5項）のであって、「当該当事者本人の尋問の全体」が終了するまで公衆を入廷させない措置をとることができるわけではない。よって、本枝は誤り。

2 ○ 不競3条

差止請求権を行使し得るのは、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者であるから、品質誤認行為に係る不正競争をする者と競争関係にあり、営業上の利益を害される者が市場において複数存在する場合には、それぞれが請求権者となる。よって、本枝は正しい。

3 × 不競9条

営業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが「当該事実の性質上」極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる（不競9条）のであって、「当該損害の性質上」その額を立証することが極めて困難な場合に限られるわけではない。よって、本枝は誤り。

4 × 不競10条1項

秘密保持命令は、命令を受けた者以外の者に当該営業秘密を開示してはならない旨を命ずるもののほか、当事者等、訴訟代理人、補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用してはならない旨を命ずることもできる（不競10条1項）。よって、本枝は誤り。

5 × 不競3条2項

他人の不正競争により営業上の利益を侵害されるおそれがある者が、当該他人に対して、侵害の予防に必要な行為を請求するための要件として、当該他人が不正競争の目的又は不正の目的を有していることは要求されていない（不競3条2項）。よって、本枝は誤り。

